

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（3）			
日 時	平成13年10月 9日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時52分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新野委員長、武井副委員長、横田・成田・大竹・松本（光）・松本（聖）・新谷・久末・北野・秋山・佐野 各委員		
説 明 員	市長、木野下監査委員、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育 各部長、消防長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

委員長

それでは、ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、北野委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中島委員が北野委員に、斉藤陽一良委員が秋山委員に、高橋委員が佐野委員に、大畠委員が松本聖委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務、経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

大竹委員

1次産業について

私の方からは、1次産業ということの中で、絞り出して質問していきたいと思います。

まず、世界が平和であって、人類がお互いに助け合いながら、食料などの生活物資、これを分け合いながら発展できる社会といいですか、地球といいですか、それがやはり理想でありますけれども、このたびのテロ行為に端を発した対立、紛争など、世界平和の維持が乱されるということがあったとすると、大変だと。そういう長い目で日常生活を見ますと、食料あるいは日常生活に使うものがなかなか供給されないという、そんな心配があるわけです。

日本という国自体は、皆さんご存じのとおり、島国ということで、耕地面積は狭いですし、漁業資源にしましても、やはり減少が心配されておるのが現状であります。そんな中で、我が国の食料の大半、これは輸入に頼っているというのが現状でありますけれども、このようなことを考えた中で、政府においては、食料の自給率を40パーセント以上に何とか持っていかうと。そうしないと、いざというとき、あるいは何かあったときには生活できない。食料がないということは、これはもう死活問題でございますので、そのような施策をいろいろやっている。まだ十分ではないにしても、そのような取組をしている、そういうことを基本にしまして、この1次産業について何点かご質問したいと思います。

そこで、12年度の決算でございますけれども、その中で、水産業振興費あるいは農業振興費、これに対する使途及び、小樽市からの持出金額、これは沿岸漁業振興対策事業と農業振興費ということになるかと思いますが、まずは、その辺の費用ということをお話ししたいと思います。

(経済)水産課長

水産業振興費の決算上で申し上げますと、5,029万円ほどの金額になると思います。これらにつきましては、大きく分けまして、沿岸漁業の振興対策費、あるいは、それに伴います地先増殖場の造成という部分と、加工業振興のため、それと沖合関係の機船組合の冷蔵庫の建設費の補助という部分で、大きく分けて3つほどございます。水産業の沿岸漁業振興につきましては、参考でございますけれども、約1,780万円、1,800万円ほどの金額になるかということで把握してございます。

(経済)多賀副参事

農業振興費の全体で9,670万円であります。この中から、自然の村の関係を引っ張りますと、自然の村が8,460万円ぐらいございます。それと、特財を引っ張りますと、純粹といいですか、農業振興費に使われた費用というものは1,000万円ぐらいになるかと思っております。

大竹委員

そのようなことで、沿岸漁業あるいは農業振興ということでございますけれども、農業の方から言いますと、大体、予算としては当初は1億円ぐらいあるわけですが、それから実際に今使われたと、農業振興ということ、きちっとそれだけを取り上げてみますと、1,000万円ぐらい、約1割にしかなくなっていないというのが今あらわれたことだと思えます。

それと、沿岸漁業振興関係は、5,029万円ですか、そのうち1,780万円が沿岸漁業で使われたということですが、今回、それぞれの中で不用額が出ております。不用額がそれぞれありますので、その不用額が出ました原因ですか、それで実施しなかった事業がありましたら、それをお知らせ願います。

（経済）水産課長

沿岸漁業の振興費につきまして申し上げますと、種苗放流の関係の種苗確保の困難、そういう部分で若干のこぼがございます。それと、漁場整備の関係で、当初予算で見ていたものよりも安く済んだと。設計費あるいは事業費について節約できたものがあるということで理解してございます。

（経済）多賀副参事

農業振興の関係の不用額は370万円。この主なものは、自然の村が、去年、冬期閉鎖措置をいたしましたので、管理委託等々でこのような不用額が出たということでございます。

大竹委員

自然の村の方は、冬期閉鎖を決めたのはいつでしたか。これと予算の関係はどうでしたか。時期的な問題です。

（経済）多賀副参事

自然の村の冬期閉鎖につきましては、12年の8月ごろだと私は記憶しております。ですから、予算が、例えば管理運営委託料の場合、8,400万円を計上いたしましたけれども、予算執行の中で使わないものは不用額回しになる、そういうような措置をとりました。

大竹委員

そうしましたら、いろいろな事業を実施していると思えます。確かに多い金額ではないにしても、それなりのことを考えてやっているとありますが、実施した事業の費用対効果、これについてどのように判断されておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

（経済）多賀副参事

農業振興の主な事業の事業効果といいますが、それをご説明いたします。

一般農道の維持補修、これは、市道に関係ない農業者が農道に入る部分、農機具、それから資材運搬等に使う道路なのでありますが、その碎石の投入といいますが、原材料費として、私どもは、農協を通じた中で農業者に支給し、農道の維持補修を図っております。事業的には70万円弱でありますけれども、長い経過の中で、立派な農道といいますが、その辺の維持管理にこれからも努めていきたいなと思っておるわけでございます。

それと、担い手の育成の関係で、12年度の場合は、ニセコの方に見学会、これは即売所なり、農業風土のすばらしくやっている部分の農家、それから農業法人のところを見てまいりました。見てまいりましたというより、営農者がバスに乗りまして、その方面に行ったところです。

それと、研修会は、今は北広島市の市議員をやられているのですが、野村さんが小樽の農業をよくご存じな部分もありましたので、小樽の農業に合ったようなご講演をいただき、後半、自由討議の中で、小樽の農業振興にかかわる部分について、営農者と十分お話し合いをされたと。これは担い手育成でございます。

それと、小樽の農業の大事な部分である施設栽培については、総事業費が、これは決算では200万円となっておりますけれども、総体は600万円であります。決算数字は640万円であります。これは、野菜施設栽培、中身的にはハウスの導入、機械施設の導入、クリーン化の促進資材の導入、土づくりの施設の導入等々で、これもクリーンなイメージの小樽ブランドを確立するハウス栽培の近代化に非常に役立っているのではないかと考えております。

もう一つ、大きなものは、北海道農業元気づくり事業費補助金、決算では440万円となっておりますけれども、全体の事業費は、受益者負担を入れまして、624万1,000円を超えております。この事業の内容は、共同育苗ハウスを2棟、営農者の部分に建てておりまして、事業効果といたしましては、安定した効率的な苗の生産が、非常にできていく。特に、これは野菜だったら堆肥の部分も入っておりますけれども、作物の生産向上につながりまして、この事業を導入したことによりまして、直売、その辺の活動の拡大にもつながりますし、若手農家の意欲推進、私はこれが一番結びついていっているのではなかろうかなと思っています。

(経済)水産課長

水産振興の部分で、特に沿岸漁業の種苗放流、あるいは漁場整備の増養殖対策事業に対する効果という部分では、なかなか目に見えてこないといいますが、翌年度以降の漁獲高、そういうものに反映してくる部分が多いものですから、なかなか一言では言えないのかなと思っています。

ただ、小樽の例で申し上げますと、小樽沿岸のウニというのは、年間4億円以上の水揚げを誇りまして、特に北海道の中でも良質なエゾパフウニということで地方に出荷され、経済産業の方に貢献しているという部分があるかと思えます。

また、技術研修会の関係については、どこの業界もそうなのでしょうけれども、後継者難、特に1次産業につきましては後継者難、あるいは漁業者の高齢化という部分で、できるだけ漁業後継者を育成する先進地視察、そういう部分にも寄与しているのかなと思うのです。

それと、もう1点でございますけれども、水産食品の付加価値増大ということで、真空包装機などを各地区の方に、道の補助事業、うちの市の補助を踏まえて出しております。そういう部分では、漁業者がみずからとって、漁獲物を自分で加工ということまでいくのかどうか、さばいて、真空包装をして、付加価値を高めていくというような形で、先般の水産祭りの方にも品評展示ということでお出しいただいた方もございます。そういう意味では、漁業者の付加価値増大のためには、一定の効果が出てきているのかなというふうに考えてございます。

大竹委員

農業のことでちょっと聞きますけれども、決算の中で、施設栽培で200万円ということで、それが実際には640万円になったと。それと、北海道農業元気づくり事業費補助金の441万9,000円、これが624万円になったと言うのですけれども、この数字は決算書のどこにのっかってきているのですか。

(経済)多賀副参事

施設栽培決算の決算説明書の取扱いは、私ども小樽市から農協に対する補助金というのは200万円を補助金として出しているわけですが、全体の事業費としては600万円の事業費となっているということでありまして。それが、おのおの小樽市が2分の1、農協が2分の1、それから受益者負担、農家がおおむね2分の1を出した600万円の事業のうち、小樽市は補助金として200万円を出したということでありまして。もう1本の600何万円の方は、小樽市が4分の1、道の補助金が2分の1、受益者負担が4分の1、総体では640万円ぐらいの事業になっているということを申し上げます。

大竹委員

わかりました。

それでは、今、1次産業ということですが、本市の農業者、漁業者、それぞれ人数があるでしょうけれども、その割合といいますが、それぞれの振興費を逆に人割りしたらどれぐらいのものになっているか、ちょっと対比したいと思いますので、わかりましたらお願いします。

(経済)多賀副参事

今の農業振興費の純粋の振興費を戸数割り、人数割りにいたしますと、平成12年度ですけれども、農家戸数が357戸、戸当たり3万ぐらいになります。それと、人員、農業者1人当たりで振興費で割りますと1万円ぐらいにな

ります。

（経済）水産課長

水産業の、特に小樽市漁業協同組合の沿岸漁業の組合員数でございますけれども、正組合員、準組合員数合わせまして251名というのが、昨年11月末の数字でございます。1人当たりの市費の負担という部分になると思いますけれども、沿岸増養殖、先ほど言いました1,780万円ほどを251人で割りますと、約7万1,000円弱です。それと、沿岸漁業ということになりますと、漁港整備という沿岸漁業の基盤整備が入ってくることになります。漁港整備は、決算で言いますと4,599万円、約4,600万円ほどになりますので、両方合わせました6,380万円ほどを251人で割りますと、1人当たり22万4,000円程度になるということでございます。

大竹委員

1次産業で費用の問題はあるとしましても、1人当たりになりますと随分差があるのではないかなというような結果が今出てきたと思います。

農業と漁業ではその辺はそれぞれ違ってくるかもしれませんが、やはり、これからの1次産業、自給率を高めるということから考えますと、やはり都市近郊農業といえども、その辺の先に向けた施策をしていかなければならないということになると思います。そんなようなことで、漁業の場合は、施設とか何かでもってそれぞれやるということがあって、それが何年か先に返ってくると。農業の場合ですと、春に作付をして、秋に採る、あるいは秋まきで春ということもありますけれども、そのようなことで、自給率は農水省としては40パーセントはできるだけ確保したい、できればもっと上に行きたいということもあるのですけれども、小樽市としまして、自給率を上げるための施策ということで何か取組がありましたら、ちょっと教えてほしいというか、その辺をお願いしたいと思います。

（経済）多賀副参事

今、議員からお話が合ったとおり、食料の自給率というのは、国の農業基本法を根っこに持った国としても非常に大事、また北海道、小樽にも大事なお話であります。目標は、平成12年度に45パーセントに持っていこうというのが国の施策でございます。

小樽の場合、ほかの道内各市町村もそうなのですけれども、後継者難、高齢化と非常に環境が厳しいわけですけれども、ご存じのとおり、小樽の作物の中で、例えば、ブドウやトマト、ハウレンソウ、花き、イチゴ等々、北海道の市場に出しても恥ずかしくない、また、高収入を上げている作物もあるわけであります。

それから、後継者、就農者についても着々と情報をつかみながら、何とか営農に結びつけるような施策も考えていかなければならないと思っております。

それと、小樽の目指すところは、やはり、大きな消費地の札幌もあるわけですから、都市近郊型農業を目指すべきではなかろうかなと私は思っております。

それと、農業の生産のほかに、小樽は環境的にも恵まれているわけですから、グリーン・ツーリズムといいますか、具体的なことで申せば、観光的農園だとか、イベントの直売場、この辺が、最近、雰囲気的にもいろいろな情報が入ってきて、推進させております。この観光に向けたものが、逆に農業の収入の固定化にもつながるのではなかろうかなと思っております。

それから次に、遊休農地の関係なのですけれども、これも小樽ではこれから大事なお話で、例えば、具体的にこれを全部なくすということはなかなか難しいわけですが、一つの対策として、市民農園をほかの地区でも何とか広げてまいりたいなと思っておるわけでございます。

究極的には、私は、経営の改善といいますか、農業法人を二つでも三つでも立ち上げていくことが、小樽の場合一番大事な施策ではなかろうかなと。その中の端々に、例えば、認定農業者の育成は今3人ですけれども、近々1人がオンされるということだとか、就農者のお話が1、2聞かれてきておるだとか、それから、小樽の農業振

興の地域に、市外から何とか農業につきたい、そういうお話も1、2あるわけです。これ以降、私は、農業者の意見を率直に吸い上げながら、農業振興の政策に結びつけていきたいなと私は思っております。

大竹委員

今、副参事の方からいろいろなお話がありましたけれども、実際にやりたいという思いは確かにあるのですが、実際的な取組と申しますか、それがなかなか見えてこないし、農家の人方は、どちらかというと保守的で、新しい方に結びつくのは、ちょっと腰が重いのです。

そういうふうな中で、行政の中で先取りをして指導していきなり、それを目に見えるものにしていかなければならない、それが農政であろうと思いますので、もう少し具体的な取組、今までできていないとすると、今言ったことを具体的に、年次的に、どのようにしていこうかということがないと、今までもずっとこうやりたい、ああやりたいとなるのですけれども、年次的なものがすべて抜けるわけですね。そうすると、今年やれないから、来年やるつもりではいるということでは、なかなか農家の方も乗れてこない部分もありますので、その辺、年次的なことも含めてこのようにしていきたいということがないのか、農政としてお聞きしたいと思います。

(経済)多賀副参事

今の議員のお話は、非常に難しい部分もあるわけなのですけれども、我々が行政を進める中には、やはり農業者という大きな相手がいるわけで、私どもは、情報なり材料なり、いろいろな機会を通じてお話ししながら、例えば農業法人に結びつく方法等々を考えていただいているのですが、具体的なことに結びついていないわけでございます。

ですから、例えば、遊休農地の解消、市民農園を導入させる環境づくりは、これは今年の秋口には、どちらの地区で手が挙がっても対応できるような体制になりましょうし、認定農業者も、目標がございまして、今年1人、来年2人と、これはできるものであります。

ただ、最初に申した農業法人が我々にとっては目指すところでありまして、この年次というのは非常に難しいのですけれども、これから、農協、それから農業者、市とおのおの協議しながら、法人化に向けて努力してまいりたいと考えております。

大竹委員

努力はされていると思いますが、もう少し年次的に見えるような形で、農業政策、政策なのですから、その辺を農家の方々の研修会とか何とかを、いろいろやっていることはわかっていますけれども、実際に実のなるような形でお互いにもう少し研修するという、よそがやっているからではなくて、小樽独特ということもありますから、その辺のことについても努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

経済部長

先ほど来のやりとりの中で、副参事の方からる説明しておりますけれども、確かに、具体的なものをお示するのが難しい部分があるのは事実でございます。そういう中で、今まで出てきておりますように、やはり、食料の自給率を高めるといことになりますと、当然にして、農業面積といいますが、耕地面積といいますが、こういうものを拡大する必要はあるかと思えます。そういう意味合いから言いまして、遊休農地をいかにして活用していくか。それには農業従事者を増やしていく方策も必要だというふうに思えます。それから、やはり、農業そのものの機能といいますが、高付加価値といいますが、そういうものを持った農業生産所得、こういうものが上がるような農業のあり方というものが、これから問題になってくると思うのです。そういうものができるようになれば、当然にして、農業に対する魅力が高まってくるわけでございまして、その辺をどう進めていくかということになっていくわけです。

行政としていろいろ考えていることが、即、農業者にとって実行できるものなのかどうなのかということについては、非常に難しい面がありますので、農業者あるいは農業団体、そういうところと小まめに、情報交換はもちろ

んですけれども、農業者としてどういうことをしたいのか、農地拡大のために、どういう手法であればできるのか、そういったあたりをきっちり吸い上げまして、今後の行政の施策を練るに当たって参考にしていきたいと思っております。

大竹委員

今、何点が振興に向けてお話がありましたが、グリーン・ツーリズムについての取組なのですが、まだまだ他町村、そういうことになっていきますけれども、もう少し具体的な話も進められたらいいのではないかと思いますし、グリーン・ツーリズムということの中身は、やはり観光という面が入ってくる部分が結構あると思います。農業新聞あたりでもその辺を取り上げて、あるいは効果が上がっているということは全国的にも出されていることでもあります。

これを、観光面からいろいろ考えた中で、遊休農地対策、これは、昨日あたりの新聞でしたか、富良野の方でカラシナですか、あれはすき込み用の緑肥ですよ。そういう中で畑を真っ黄色にしている。それは観光的にも使えるという部分があるわけです。それから、春ですと菜の花があります。あるいは、ソバを栽培するというのもあるわけです。そういうようなやり方の中で、観光も含め、あるいは都市の人もそこへ参加できる、割と簡単に農作業ができるというのは、ソバあたりがそうなのです。そういうようなことにも遊休農地を活用するとすると、観光面からの一つの考え方もあろうかと思いますが、観光面から何か農地について考えていることはございますか。

(経済)多賀副参事

今のグリーン・ツーリズムの関係なのですが、これは、農村と都市住民の交流と、農水省も奨励しているメニューでございます。小樽の場合、本質的な部分でなかなかクリアしなければならないということがあるにしても、私どもは、例えば自然の村のイベントだとか、市民農園、それから直売場と。今年の場合は、このほかに予算計上しておりまして、これからやるわけなのですが、農園の看板づくり、経費的にも10万円ぐらいなものなのですが、この辺もグリーン・ツーリズムにつながっていくものではなからうかなと私は思っております。

それから、あと3、4年ぐらいたちますと、忍路地区にブルーの農園、これは余市の農家の方が今出てきているのですけれども、これだとか、ブドウ園、これは観光的農園につながるわけですが、この辺がこれからの農政の大事な施策だと私は思っております。

大竹委員

やはり、部長ですか、観光的な要素というか、すごくそういう面があると思いますので、農地というのは農業者でなければできないにしても、やり方によっては、農業者がみずから全部やらなくてもという部分がありますから、ですから、もう少しPRもしながら、遊休農地対策という形で、観光も含めた両サイドからその辺の取組をしてはどうかということなのですが、その辺はいかがですか。

経済部長

農業と観光ということなのですが、確かに、農業者の、何と申しますか、日常的な生産活動と農業者の生活というものを都市の人に実際に見てもらい、体験してもらおうということは、農業振興のほかに、自然と触れ合うという意味合いでの観光ということのかかわりは非常に深いというふうに思います。

そういう中で、グリーン・ツーリズムは有効な手段であるというふうに思いますし、その中でもファーム・インみたいな形で、もしもできるとすれば、なおかつ、その辺のところは相乗効果というものが生まれてくるのではないかとこのように思います。

今後、当然、行政で案を練って、これを農業者に提示をして、そのとおりやってもらうというのはなかなか難しい話でもございますので、それを実施するとなると、当然にしながら、農業者みずから積極的に、こういうものが我々農業をする者にとって、プラスになるのだという認識を持つことが前提でございますから、そういうような認識が持てるようにと申しますか、グリーン・ツーリズムがどんなものなのか、それをやることによってどうい

ふうな効果があるのか、そういうものについて、今後、日常的に、農業者の方々と意見交換をしながら、その内容を勉強する形で、どういうものができるか、そういうものについて観光面とあわせて取り組んでいきたいというふうに思います。

大竹委員

漁業の方にちょっとお聞きしますけれども、地先型増殖場造成道直轄事業費負担金、これは609万2,100円と出ていますが、これはどのような内容の中でされたものか、これからあとどういうふうになっていくのか、ちょっとお知らせ願います。

(経済)水産課長

地先型増殖場の造成事業の負担金ということでございますけれども、地先型増殖場の造成は、平たく言いますと、アワビ床、ウニ床の増殖場の造成ということでございます。平成8年から小樽市内各地で増殖場をつくってきてございます。平成12年度につきましては、蘭島のシマベリ地区におきまして、約5,000平方メートルの囲い場といたしますが、増殖場をつくったということで、これの基本事業費6,921万円の10分の1、これが小樽市の負担金となっているということでございます。

これからにつきましては、一部、まだ手をつけていない地区がございます。それらについては、漁業協同組合の方から、大きさの判断は別にしまして、希望をしていきたいということでお話が来てございます。

ただ、年次的なものについてはまだ詰めてございませので、今後、細かい概要等の相談があつときに検討して、整備していく、必要があれば整備していくということになるかと思えます。

大竹委員

今の中で、平成8年から10年計画ということではないのですか。

(経済)水産課長

地先型増殖場の整備につきましては、地区、地区で、その要望が国あるいは道なりの採択の中で設置されるということで、規模なり、事業費なりの関係がございしますので、平成8年から12年までについては、そういう形でやってきてございますけれども、13年度は現在のところ予定はない。ただ、今後、まだないところについては、そういう部分の要望なりが出てきているというところでございます。

ですから、何年計画という部分で整備は、祝津につきましては3年ほどの計画でできてきていますけれども、その地区、地区によっては単年度、別な地区によっては複数年度にまたがるという場合もございします。

大竹委員

そうしたら、さらに聞きますけれども、直轄の事業というのは、年度が決められていなくて、頭で道の方がやると言ったときに、負担金という形で出すことになるのですか。

(経済)水産課長

地元からの要望があり、国、道なりが、それは必要ということで事業採択をし、予算化をするという年次に合わせて事業が実施されるということでございますので、事業実施時に、当然ながら事前に相談がございしますので、負担金という部分が発生してくるということでございます。

大竹委員

そのところで、決算書にのっかっております寄附金153万7,000円というのは、これはどういう形で寄附されて、これが予算の中に含まれていったのか、その辺をちょっとお知らせ願います。

(経済)水産課長

寄附金につきましては、小樽市漁業協同組合から寄附金を受けてございます。一般の増養殖対策事業につきましては、漁業組合が事業主体となり、国、道あるいは市の事業費をもって、例えば、2分の1で国、道費、市が4分の1、残り4分の1が事業主体の漁業組合の負担という形になります。

ただ、地先型増殖事業につきましては、道が事業主体となり事業を施行するという事で、10分の1の負担金を小樽市の方に負担金ということで来るものですから、漁業組合としましては、極端な話、負担金ゼロで事業が実施される。それにつきまして、漁業者につきましても、一部、応分の負担という部分が理解されて寄附金ということで入ってきたということでございます。

大竹委員

ちょっとおもしろいですね。寄附金という取扱いはね。普通であれば負担金ということになるのでしょうかけれども、特別寄附金ということになりますと、ちょっと意味がよくわかりませんね。

それはそれとしまして、今、私もいろいろと質問してまいりましたけれども、地先型の増殖事業については、要するに、道が9割、地元市町村が1割という形の中でこの事業があるのだという理解でよろしいのですか。

(経済)水産課長

はい。それで結構です。

大竹委員

その寄附金については、普通は寄附金という形はとられないのでしょうかけれどもね。そうすると、寄附金がある以上、1割は、市が負担したのではなくて、寄附金も合わせて1割の負担を小樽市がしたと。そうすると、1割までいっていないということですね。小樽市自体は、実際にはそういうことになりますね。

(経済)水産課長

数値上の差っ引きではそのとおりでございます。

大竹委員

私の方は、もう最後の方にいたしますが、あとは、農業問題と漁業問題、1次産業なのですけれども、今までいろいろなお話を聞いておりましたが、我々が食べるということを考えて、自給率のことを考えますと、どうも農業の振興費は、天狗山の方のおたる自然の村、これがかなりの費用を持って行って農業振興費としている。実際の振興費ということは約2,000万円ぐらいしかないのだということを考えますと、これからの食料ということを考えますと、もう少し予算をつければよいということではないにしても、いろいろな施策をやっていくためには、やはり予算がなければならぬと思います。どうも農業主体の行政区域ではないということで、その辺はおろそかになっているのかなという嫌いもあるのですけれども、積極的な振興策をとっていきにしても、予算措置の問題も含めまして、もう少し頑張ってください、実際に実のあるような、そして、農業というのは、どうしても、機械化されたにしても、非常に人手がかかるといいますが、人手でやるということです。これは、ほかのものから比べまして、農業が増えることによって人口増ということが当然考えられるわけです。それと同時に、グリーン・ツーリズムとか何かを使うことによって、おれは農業は嫌だけれども、ホテルみたいな形、レストランなり直売場をやるのならいいのだということもあって、定住人口の増加にもつながるということも考えられますので、その辺も含めた中で、予算面も含めて、これからの取組というか、それに対する農政の考え方、その辺と、市民体験農園の問題はさっきも出ましたけれども、これはやはり法的な問題がありまして、地域指定ということで地方自治体で指定することができるということになっておるはずですから、その辺の時期的なもの、先ほど秋口までという話でしたが、どのような形でそれをしようとしているのか、この点をまとめてお話ししたいと思っております。

(経済)多賀副参事

いずれにいたしましても、農業振興というのは、国の自給率を達成といいますが、その辺を考えても大切なお話であります。施策部分につきましては、部長が答弁したとおりであります。補助金を支給すればよいということではなくて、農業者が小樽農業をどのように考えているのか、農業者自身の声を我々はもうちょっと聞かねばならないのかなと。聞いておりますけれども、農業者、それから農協の意見、要望なりを、これから一層聞いてまいりたい、そして施策に反映させていきたいと考えております。

後段の市民体験農園の部分は、市長の決裁といいますか、それと農業委員会の決定がございます。今月末に農業委員会がございますので、その席上、議案として提出し、農業委員会のご意見をいただきたいと思っております。中身的には、区域の設定なのですけれども、小樽の農業振興地域の中のおおむね農用地、いわゆる今の塩谷地区、桃内地区、忍路地区、蘭島地区について、まず地区指定をご決定いただきたいと。そのほかに、法を適用させるわけで、現在、塩谷地区でやられている農園部分につきましても、これを市民農園開設申請書に基づく農園として、法的な手続をしてまいりたいということでありまして。

大竹委員

先ほど、部長の方から総体的なことが出ましたから、それはいいですけれども、やはり1次産業というのはいないがしろにできないということ、幾ら耕地面積が狭くても、やはり大事にしていかなければならない。あるいはまた、都市近郊であるがために、独特な形を持った農業もできる。ですから、農林水産省の大きな方針とはまた違う形の中で、これは独自の施策を持っていかなければならないというのが、この地域、小樽市の農業だと思っておりますので、その辺に向けて、もう少し積極的な取組をしていただきたいと思っております。

予算組みも含めまして、それから、無駄な投資をすることはないと思っております。生かさなければならぬと思っておりますので、その辺は、人口問題も含めて、これから農業あるいは水産業、1次産業はやはり大いに振興していただきたいと思っておりますけれども、最後に一つ、その辺で締めていただければと思っております。

経済部長

確かに、小樽の場合は、1次産業の占める割合というのは1割を切っている状況にあるわけでございますので、産業の位置づけから言えば、ウエートとしては非常に小さくなっているような気がします。

ただ、やはり、我々は、産業振興の立場だけではなくて、一市民、一消費者としても、農業あるいは水産業でのいわゆる生産物、漁獲物というのは、直接、我々市民の台所にも関係するということもございまして、この分野について、少ないとは言っても大事にしていかなければならないというのがご指摘のとおりだというふうに思っています。

そういうことで、農水省と違った観点で市独自の施策ということがございましたけれども、それは、やはり、小樽で言えば都市型農業に当たると思っておりますので、その都市型の農業がどうあるべきかということについて、あるいは、水産業にいたしましても、今までのように、取ってこれればそれでいいということではなくて、いかに増養殖をしていくかということに施策として展開されつつあると思っておりますので、小樽市におきましても、水産業の増殖の分野はどの程度で、どういう施策で可能になるのかということについては、詰めていかなければならないというふうに思っております。

1次産業は、確かに労働集約型の産業でありますので、もしもといいますか、この部分が振興されることによって、必要な人口増といいますか、そういうものが考えられるわけでございますので、できるだけ振興策というものについて、考えていきたいというふうに思っております。

委員長

よろしいですか。

大竹委員

はい。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結いたし、市民クラブに移します。

松本(聖)委員

商工業振興費に関する制度融資について

商工費について、数点お尋ねいたしたいと思います。

商工費のうちの商工業振興費です。

昨年度も今年度も、不用額が多額に出ているのですが、12年度の不用額は約9億ということになっておりますが、これは非常に多額な不用額なのですが、その理由についてちょっとお尋ねいたします。

(経済) 中小企業センター所長

今年度の商工費の不用額でございますけれども、9億1,400万円ほどでございますが、そのうちの8億7,700万円が制度融資に係る貸付金の不用額でございます。

松本(聖)委員

本来、これだけ貸すぞということで予算立てしているわけですよね。制度融資ですからね。枠をきちんととってあるにもかかわらず、借りた方がいないという意味だと思うのですが、どういう理由によるのでしょうか。

確かに、景気も低迷しております。新規に貸付けを受ける方も減っているとってはおりますけれども、これはどうなのでしょう。何で借りてくれないのか。銀行のプロパー資金に比べますと金利も負担も小さいしね。

(経済) 中小企業センター所長

委員がご指摘のとおり、融資枠としてこれだけ確保しているということでございますので、借りたい人というか、そういう人のためにある程度の融資枠を設けているわけでございます。ここ最近の状況、昨年もそうですが、昨年も大きな不用額を出しています。当然、予算も減額している中でも不用額が出てきているわけでございますけれども、平成8年度から平成12年度までの新規の貸付け、今のところの貸付残額を見ると、相当な金額の落ち込み、件数の落ち込みがございます。

それは、一つには、やはり、こういう景気の低迷の中で、事業意欲といいますか、そういうものがなかなか示されないといいますか、借りたものを返すという前提の中で、やはりいろいろな事業展開を控えている、こういうふうな理由が一つあるかと思えます。

もう一つは、政府の景気対策の中で、平成10年度から特別保証制度という制度がございまして、これは貸渋り対策ということで、中小企業者に対して、貸渋りのために特例保証したわけでございますけれども、中小企業のためではございますが、裏を返せば、一方では金融機関の貸出金額が抑えられているのを少し上げようという意味もございまして、全体的に制度融資の部分が特例保証、小樽市内では2カ年半、10年10月から行われておりますけれども、685件ほどの特別保証がありまして、それがプロパー資金に流れていったということもございます。

ただ、全体的に、小樽市内の融資というか、貸付残高を見ますと、小樽銀行協会の発表の比較でございますけれども、平成8年度と平成12年度の貸付残額なんかを見ますと、約280億円ほど減額になっているという実態にございます。

松本(聖)委員

それで、制度融資でありますから、借り手の立場に立ってみると、これはプロパー資金を借りるよりは条件は非常にいいわけです。それでも、なおかつこちらに手を出さないというのは、想像するところ、手続が面倒だとか、余計な書類が必要だとかというようなことがあるのではないかと思うのです。銀行で普通に借りると、制度融資を使うのと、手続の違いというのを教えていただけますか。

(経済) 中小企業センター所長

手続そのものは、そんなに違わないのではないかと思います。

ただ、先ほど申しました特例保証というか、特別保証については、制度融資を使うよりも、特別保証制度の方が認定を受けやすかったという意味で、685件ほどございましたけれども、そちらの方に流れた可能性はあるのかと思っております。

松本(聖)委員

不安になるのは、はじかれているのではないかなという不安があるのですが、申し込んでも融資は受けられなかったのではないかなという不安があるのですけれども、そういう方というのはどれぐらいの件数あるのでしょうか。当然、断る例もあるでしょうから、その件数を押さえておられるのであれば、お聞きしたいと思います。

（経済）中小企業センター所長

私どもの融資の仕組みといたしましては、あっせんするものもございますけれども、一般的には、直接、金融機関で扱うものも多数ございます。特にマル樽資金については、私どもの大宗をなすものもございますけれども、それはほとんど金融機関で審査するというので、私どもからあっせんするものではございませんので、断った件数、うちで断った件数はないわけですけれども、金融機関でどれほど断ったかということは、情報としてはつかんでございません。

松本（聖）委員

今、所長がおっしゃるように、これは銀行のプロパー資金と比べて決して借りづらいものではないのだという認識でいいのですか。僕はそうは聞いていないのだけれども、非常に面倒くさいのだという話をよく聞くのですけれども、実態がわからないので質問しているのです。

（経済）中小企業センター所長

私どもが聞いている範囲でございますけれども、一般的に提出する書類としては、定款だとか、保証人のものだとか、それから担保のものだとか、もちろん決算書が2期なり3期分になろうと思うのですけれども、こういうものですので、提出する書類そのものは、私どもの制度融資とそんなに変わらないのではないかなというふうに思っています。

松本（聖）委員

それでは、銀行の貸付けの低下と、先ほど280億円ほど貸付残高が減っているとおっしゃっておられましたけれども、ここ年々、それがどんどん低下していっていますね。それと、この制度融資もどんどん貸付残高が減っている。この減り方というのは、比例してパラレルになっているのか、それを聞きたいです。

（経済）中小企業センター所長

先ほど私は280億円の話をしましたけれども、これは、必ずしも事業系の資金ではなくて、いろいろな資金も含まれている貸付残高ですので、必ずしも比較はできないだろうと思いますが、パラレルかというお話でございますと、制度資金の方が減少率は高い。その理由としては、先ほど申し述べました特例保証の問題もあるのではないかな、こういうふうに認識しております。

松本（聖）委員

その原因は、特例保証だけなのでしょうか。

所長がそうやって言い切るのだったらそうなのでしょうけれども、どうなのでしょう。

（経済）中小企業センター所長

分析は全部できていませんので、そういう特例保証の部分が減少の理由としてあるのだろうということで、それがすべてだというふうには思っておりません。

松本（聖）委員

制度融資というのは、一面、大きな景気対策といいますが、景気浮揚策の一つなわけですが、それが、国の特別保証枠ができたとか、そういうことも原因しているかもしれないけれども、何でどんどん減っていくのかということ十分に検討していないわけですが、今のお答えですとね。十分調査されていない、もしくは、まちの声をきちんと聞いていないという状況だと思うのです。

それをきちんと聞いて、借りやすい状況をきちんとつくって、小樽の景気を少しでもよくしようと考えるのが、制度融資のそもそもの理想ではないのかと思うのですが、所長、どう思われますか。

経済部長

今、制度融資のお話がありましたけれども、所長からお話ししておりますように、毎年、新規融資、融資残高ともに減ってきているというのは事実でございます。景気がこういうふうな状態になってきますと、積極的に事業展開される方と、この景気がある程度回復するまで待とうかという方がいらっしゃると思うのです。その辺との兼ね合いもあるのでしょうけれども、今、ちょっと資金需要の面については控えているのかなというふうな感じは一応持っております。

それと、今ありました景気浮揚策の一つということで、減る理由を正確につかまえていないのではないかとのご指摘ですけれども、確かに、その部分につきましては、いろいろと情報は得ているわけですが、どこまで情報把握をできているのか、私自身も確信を持って申し上げられる状況にありませんので、その辺のところについては、実際に今ある制度が本当に使いやすいのかどうか、あるいは、関係資料の提出の部分にもございましたけれども、どこまでが本当に必要なのか、金融機関がどういう取扱いをしているのかも含めて調べてみて、その中で借り手側にとって一番いいような方法があるとすれば、その辺について考えていきたいというふうに思っております。

松本（聖）委員

概して、言われている借り手側というのか、申し込む側の言い分と、銀行の貸付けの窓口の言い分とがずれていることがあるのですね。銀行ではそんなことは言っていないよ、そんな要求はしていないよと。一方、借りに行った方は随分ときつい要求をされていたりしている例が多々見受けられるわけです。

ですから、景気浮揚ということで調査していただきたいのです、この件に関しては。調査するのだけれども、一方的なものではなくて、きちんと双方から詳しく話を伺えるような調査の仕方をしていただきたいというお願いなのですが、いかがでしょうか。

（経済）中小企業センター所長

いろいろなお話がございます、例えば、借りやすい制度だとか、いろいろと過大な要求を金融機関がされたということもお話として聞いてございますので、私も、その都度、金融機関に対して事情を聞いたり、善処をお願いしたりしておりますので、今後とも、そういうような部分について事情聴取なりをしてまいりたいと思います。

松本（聖）委員

制度融資なので、これは小樽市の融資制度ですから、皆さんがおっしゃっている条件以上に銀行の窓口の方がお客さんに対してきつく言うべきようなことではないわけです。ですから、皆様方は、強力な指導をもって、こういう業務を受託しておられる金融機関には、その制度をきちんと認識していただいて、極力、借りやすい、審査を甘くしろと言っているのではないです。でも、必要以上の要求をしている金融機関も見受けられますので、きちんとした指導をお約束いただきたい、こう思っております。

経済部長

銀行の方に、制度融資に当たっては、審査というものをお願いしているわけですが、金融機関の審査基準というのは一律でない部分はあると思いますので、この辺のところは、制度融資の融資決定に当たってどのような問題があるのか、金融機関の審査の部分についてどういうやり方をなさっているのかについては、この後、いろいろと聞いてみたいというふうに思います。

松本（聖）委員

近い将来、ぜひ結果を教えてくださいと思っています。

教育費に関する研究指導費について

次に、教育委員会にお尋ねします。教育費についてなのですが、中でも研究指導費、その研究指導費の中でも、個々の教職員の研修に当たる部分について、2、3お尋ねをしたいと思っています。

現場の小学校や中学校にお子さんが通っておられる保護者の方々の話によりますと、言葉は悪いですが、あまりに教員の当たり外れが大き過ぎる。こんなことを言うのですよ。今年は当たりだとか、去年は当たりだったのに、今年は大外れと。学校の先生の話ですよ。いい先生、悪い先生、教え方の優れた先生、指導の悪い先生というのが、あまりにもその差があり過ぎるというのですね。こういうことでは、公の教育ですから、当たり外れがあるなどということは大変なことなのです。平等な教育が受けられないという事態になるわけですから、市教委、主に道教委の仕事になるのかもしれませんが。ただ、市教委として、教員の指導というか、研修といいますか、資質の向上ということに関しては、どのような観点で予算を使っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

(学教)指導室長

職員の研修の充実にかかわってのご質問でございます。

これは、主として、研修そのものは任命権者が責任において行うということになっておりまして、道教委におきましては、経験年数に応じた研修の充実に努めております。

市の方の事業といたしましては、各学校の校内研修の充実という点から予算を持っております。教員の場合には、教職につきまして、子供とのかかわりの中からその辺の問題が出てくるものですから、そういう面では、各学校でさまざまな問題について、どういう状況でその問題が生じているのか。そして、生じた問題について、子供に一番近いところにいる教員が、それぞれの経験や知恵を寄せ合いまして、どういう観点から解決を図っていくことが一番有効なのか、そういう点で、校内研修を行っておりますので、そのための予算としまして、例えば、教員研修、図書等購入費ですとか、それから、子どもとして求められているものとしての内容について、教職員に広く理解をいただくということで、講演会等を予定し、その中で課題について研修を深めてもらおう、そういうことで予算執行に当たっております。

松本(聖)委員

それでは、校内研修というのは、各学校の管理者といいますか、校長なり教頭なりの意思に任せているということなのですか。

(学教)指導室長

これにつきましては、各学校が、毎年度、学校の教育課題を教育目標として定め、さらにそれを重点目標ということで、今年度、その年度、年度で取り組むべき問題を年次計画を立てております。そういうものについては、子どもの方で提出をいただき、時代の要請、あるいは学校の状況に合致したものになるようにということで指導をさせていただいておりますけれども、本質的には、各学校が状況に応じて計画し、それに基づいて進めているものでございます。

松本(聖)委員

それというのは、全体として見てということですよ。例えば、小さく見ても、学校全体としてとか、何十人も教職員がいる中で、それ全部をひっくるめてという研修でしょう。今問題としているのは、確かに資質の優れた人もいる、不適格とまでは言わないまでも、それに近い人もいる。それぞれ個々に対してどういう研修プログラムを組めるのかと、この少ない執行額の中ではそうしているようには思われませんが、いかがですか。

(学教)指導室長

各学校で、研修は大きく二つに分類できると思いますが、一つは、いわゆる校内研修を含めた職務研修として実施されるものであります。これについては、教員の資質にかかわるものは、子供との関係、あるいは授業という場で問題が出てまいりますので、そういう点では、学校内でありましたら、学年、あるいは1年生、2年生の近い学級相互で実態を交流する中で、その教員がより研修としてしなければならない点を明らかにしまして、それを相互に補完し合うということで進めております。

それから、もう一つは、これは個人研修の部分がありますので、これについても、校内研修の中で自分が欠けて

いると思うようなもの、さらに伸ばしていきたいと思うものは、個々が研修できるように校長の方から指導があるものと押さえております。

松本（聖）委員

難しいことをおっしゃるのだけれども、自分の同僚に、隣のクラスの担任の先生に向かって、あなたはこういうところが劣っているからと言えないですよね。相互に補完し合うというのはいいのだけれども、あなたはこういうところが劣っているから私が教えてやるわなどというようなことにはならないでしょう、同じ職場の同僚として。ですから、そういうものをちゃんと拾い上げていく、声を拾い上げていくのは管理者ではないのですか。相互に補完し合うなどということはできるのですか。

（学教）指導室長

学校での指導につきましてですが、これは、学級の実態によってさまざまな差がございますけれども、先ほどのような事例は、例えば、学校ではそれぞれ校内研究の中でテーマを持って授業公開をいたします。これは、授業をすると、校内の先生が、ブロックの場合もありますし、全員の場合もありますが、その学級に行って授業を見ます。それから、その1時間の授業にかかわる計画等を全体で十分に精査しまして、新たな指導については、こういう点はさらに工夫が必要だ、こういう点は欠けている、これは学校の組織の中で日常的にやられていることですので、そういう形では、今、議員のご指摘の内容は行われていると思います。

松本（聖）委員

ただ、あくまでもケーススタディーということですよ。しょっちゅうできるものでもないだろうしね。

私は劣っているのだと思っている人は、そうそういないのです。隣にいる同僚に向かって、私はこういうところがちょっとだめなので教えてくださいなどと言う人はまだいいですよ、向上心があるのだから。けれども、そもそもそういう認識に欠けている人というのがたくさんいるわけですよ。いないと思っておられるかもしれないけれども、僕の目から見るといるのです。向いていないよと。そういう人に対して、同僚なり、校長なり、教頭が、あなたは向いていないからちょっと勉強しておいでとか、ちょっとこういう研修を受けなさいとか、現場の同僚としてなかなか言えることではないのではないかと思います。ですから、そういうのは、校長なり教頭なりから市教委として意見を集約して、個々に合った教育プログラムをきちんと組んでいくのが教育委員会にできることなのではないかと思うのです。現場に任せておいていいということではないでしょう。

（学教）指導室長

今ご指摘の点につきましては、私どもも、校長の方からそれぞれの学校の課題等は集約しておりますので、それを踏まえて、例えば、ここ数年実施していることでは、そういう中から講演会はどういうテーマでどういう講師を選ぶかという点で検討して、それぞれの研修に生かすようにしております。

ただ、個々に応じた教職員の研修となりますと、まだ十分でない面が非常にありますので、その点は、なお一層、校長の方から各学校の実態を把握しまして、その充実に努めてまいりたいと思います。

松本（聖）委員

教育公務員といえども、一人の人間ですから、それぞれに個性がありましようし、適性がありましよう。ましてや、自分の同級生を見てもわかるのですが、なりたくてなった人ばかりではないわけです。偏差値で振り分けられて、しょうがなく、小学校や中学校の教員をやっているなどという人も中にはおられるわけです。でも、現場に出て、さまざまなモチベーションをされて、その現場に適應してというか、今やる気を持ってみんな一生懸命やっておられる。それでも、やっぱりそこに矛盾を感じたり、不適応な部分を感じたりしている人というのが大勢いると思います。

ですから、そういったところに重点的に予算を使っていただきたいと思います。あくまでも、全体の研修、これも大事でしょうけれども、個々にきちんと目を向けて、小樽市に何万人も教員がいるわけではありませんから、

教育委員会で十分に一人一人を把握できる人数だと思いますので、そういう努力をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（学教）指導室長

委員がご指摘のとおり、個別の教員に対する指導ということが重要なことは私も認識いたしますが、一方、教育活動にとりましては、教職についた動機は別にいたしまして、教職についたところから、どのような職務研修をし、本人が教員としての自覚を高めていくかということは非常に大事であろうと思います。そういう点では、個別の研修は、今後なお一層充実を図ってまいりたいと思いますけれども、やはり、小樽市の教育全体の向上を図るという点から、全体的な研修の充実を、さらに、そのもとでの個別の研修をとということで進めてまいりたいと考えます。

松本（聖）委員

最後に、お願いを一言言って終わります。

本年度の教職員研修費というのが1,560万円です。小樽市に何人の教員の方がいらっしゃるかは把握していませんが、こういうことで極めて大切な子供たちの将来にかかわることだと思いますので、この部分に関しては、お金をかけてでも、きちんとした指導をお願いして、質問を終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

分担金及び負担金と使用料及び手数料について

歳入に関して、12ページです。各会計決算説明書の12ページ、12番目、13番目に、分担金及び負担金、使用料及び手数料という部分があるのですが、かなりの欠損額と収入未済額が出ております。この科目と内容、また不納欠損とした理由を説明願えればありがたいと思っています。

（財政）財政課長

委員がご指摘の分担金及び負担金、使用料及び手数料ということでございますが。

まず、分担金及び負担金についてですけれども、これにつきましては収入未済額の方からまず申し上げますが、12年度で7,600万円ほどございます。これにつきましては、主に老人福祉措置費負担金、これは養護老人ホームとかの関係になりますが、それで1,670万円ほど、児童福祉措置費負担金3,140万円ほど、保育費負担金2,600万円ほど、これが主なものとなってございます。

ただ、児童福祉措置費負担金と保育費負担金なのですけれども、制度的な部分で変更がございまして、従来、保育費負担金も児童福祉措置費負担金という中でくくられている部分がございましたので、これは、助産所の関係もありますけれども、合わせて考えていただいていた方がいいかと思っております。

使用料及び手数料につきましては収入未済額につきましては、これは多岐にわたっておりますので、12年度の主な数字としましては、し尿処理手数料の340万円ほどが金額的に多い数字なのかなと思っております。

次に、不納欠損でございますけれども、事由の内訳等は、私の方はちょっと所管が違いますので、用意してございませんので、今日は申し上げられませんが、不納欠損につきましては、分担金及び負担金の方は、老人福祉措置費負担金で330万円ほど、児童福祉措置費負担金の方で230万円となってございます。使用料及び手数料の不納欠損につきましては、道路占用料で70万円ほど、し尿処理手数料で20万円ほどとなっております。

秋山委員

毎年、今年もそうですけれども、市税、諸収入、また、これらのものを全部不納欠損として処分されていっておりますが、今年度の場合、合わせて2億3,000万円前後というのは、やはり大変な額になるかと思うのです。役所という関係柄、ある程度の期間を置くとかこういう感じで落とされていくという部分で、集金体制という部分に甘さ

があるのかなと感ずるのですが、この件はどうなのでしょう。

(財政) 財政課長

私どもの所管の方で直接やっておりませんので、ちょっと責任ある答弁になるかどうかわかりませんが、収入未済につきましては、監査委員の意見にもございますように、不納欠損となる前になるべく早く処理をすることで、税もそうでしょうけれども、私どもが聞いている範囲では、住宅の使用料もそうですし、保育料もそうですし、たまらないうちに適切な処理をしていくと。催促するなりして交渉していくということが、未済を増やさない、あるいは不納欠損に至らせない重要なポイントということで、各所管で取り組まれているというふう聞いてございます。

秋山委員

確かに、現場、現場でそれぞれ行われていることかなと思いますけれども、本当に滞納者の徴収ということは、大変難しい仕事かと思いますが、やはり、小樽の一市民という立場から見たときに、こういう経済情勢の中で、やはり役所であるがゆえに甘さという部分があるのかなという目で見られがちという部分で、不納欠損金の減少を目指してそれぞれ頑張っていただければなと思います。

諸収入について

続きまして、諸収入という部分なのですが、これは20番目にありますが、決算額も多いし、また歳入の構成比率も20.8パーセントを占めているという、この諸収入の科目内容をまず説明願いたいと思います。

(財政) 財政課長

諸収入につきましては、非常に多岐にわたっております。内容から言いますと、延滞金、加算金及び過料、あるいは預金利子、基金等の利子につきましては財産収入ということになっておりますけれども、利子です。あと、大宗を占めますのは貸付金元利収入、そのほか、受託収入、雑入、またそれ以外は非常に多岐にわたっております。受託事業収入につきましては、例えば、教育費であります遺跡調査だとか、土木におきます国道の拡幅の事業費だとか、そういう部分が入っております。このうち、貸付金の元利収入につきましては、全体の87パーセントくらいが貸付金元利収入で占めてございます。

秋山委員

この中の96ページから97ページにわたりまして、40番、それと46番、47番、48番の事業の内容を教えてください。

(経済) 多賀副参事

小規模治山事業は、収入が諸収入の負担金収入 830万円となっております。この事業は、水族館の敷地内のがけ地の防止工事といいますが、その分でございます。小樽市の負担はございません。水族館の受益者負担が3分の1、3分の2が道の補助金で行った治山事業であり、12年度、13年度、今年もこれから施行いたします。あとは、14年度も少し残る、こういうようながけ地の防止事業でございます。

(財政) 財政課長

これもちょっと所管と違いますが、46番の特例入所負担金収入は、たしか、圏外の幼児を受け入れた場合の収入だというふうに記憶してございます。

48番につきましては、済みませんが、私はちょっと調べておりません。

(経済) 観光振興室観光事業課長

47番の塩谷海水浴場公衆便所移転補償金収入でございますけれども、いわゆる塩谷の漁港関連道の整備によりまして、塩谷の公衆トイレがそれにかかったということで、代替の移転補償費ということの収入でございます。

秋山委員

あと1カ所、調べていないとおっしゃってましたので、また後で教えていただければと思います。

89ページに、貸付元利収入の中の説明の部分なのですが、これは、予算説明の予算額はどのように決める

のかなと思った部分と、また、決算書の予算現額が変わっているのは、補正予算で変わっていくのでしょうかという部分なのですが、民生費貸付けの社会福祉協議会の元金 5,900万円は補正予算で貸付けになったものと理解いたしますが、次の衛生費貸付けの小樽北勉会の 1,379万円の処置は、なぜ増額の処理となっているのか、その理由を教えてください。

137万 9,000円ですね。済みません。間違えました。

財政部長

関係部分が福祉部の所管でございます、後ほど関係部から報告させていただきます。

秋山委員

それで、商工費貸付金元利収入の部分で、先ほど市民クラブさんがちょっとお話しされて、説明していただきましたので、落ち込んだ理由はよくわかりましたが、商店街のグレードアップ資金だけが去年の2倍になっているのですけれども、これはどのような状況なのか、お教えください。

(経済) 中小企業センター所長

グレードアップ資金については、貸付金が増額したからということの理由でございますけれども、その貸付金の増額の理由といたしましては、新南小樽市場、それから都通り、サンモール一番街、それから南小樽市場がそれぞれ事業をやってございまして、貸付金が増額したためでございます。

秋山委員

観光物産プラザについて

続きまして、161ページの商工の欄の観光物産プラザについてですけれども、使用料が約 824万円出ております。これは、展示や催しのテナント使用料かと思いますが、雑収入は、これもまたテナントからの光熱費などの負担金かと思いますが、これは去年までは 500万円程度あったと思いますが、この減った理由というのはどういうことなのでしょうか。

(経済) 商工課長

お話がありますとおり、この部分は、あそこの1番庫、2番庫、3番庫全体を市の方で管理しておりまして、その分の全体の清掃料だとか、あるいは警備委託だとか、トータルでは市の方で契約をしております。それで、あそこに入っている皆さんが使った分だけ割合でお金をいただいている、それが歳入として入っております。

それで、減った分につきましては、約 100万円以上減っておりますけれども、一つは、光熱費の関係で、昨年来、電気料がかなり安くなっておりまして、その分が60万円ほどございます。それからもう一つは、今、私が申し上げましたかかった部分の割合、それぞれの借りている面積割りをしているのですけれども、かなり揺れ動くといいますが、その時々で動くものですから、平成12年度の始まる前に、いったん入っている方々とお話をしながら整理をして、それぞれの割合を定めました。それによって、前年度より市の方が若干多く負担する割合になったということで、ここの歳入部分が減っているということでご理解をいただければと思います。

秋山委員

ここの施設維持補修費がかなりかかっておりますが、この修理の内容を説明してください。

(経済) 商工課長

施設の維持補修関係になりますけれども、通常的には、毎年、100万円ほどかけて、あそこの屋根のかわらの関係の補修だとか、あとは、もろもろの小さな修繕をしておりますが、今年に限りましては、大きな工事として、一つは屋根の雪止め、博物館から一体の屋根になっておりまして、かなり凍りつくなり、雪が落ちるとのことでのお話があった中で、屋根の雪止めの工事を 250万円ほどかけてやっております。

それからもう一つは、中にあります冷凍機、物の販売をしております、冷蔵庫、冷凍庫ともに大きなものがついておりますが、この冷凍機の工事で 100万円ほど支出をしている部分でございます。

秋山委員

お聞きしておりますと、市の負担というのは割合的にかなり高いのですね。

役所というのは、民間と違って利益というのは追わないとは思いますが、この観光プラザという場所は、建物にしても、場所にしても、一等地で、やはりある程度利益を出して、採算をとっていけるようにすべきではないかと思いますが、いかがなのでしょう。

(経済) 商工課長

おっしゃることは十分わかります。できれば私どももそういうふうにしたいなということでの努力をしていますが、なかなか入ってくる使用料と実際にかかるお金のバランスがとれないでいるのも現状であります。

例えば、私どもは、今、産業会館なり商工会館なり、何カ所か管理をしておりますけれども、産業会館なんかは、歳入歳出で言いますと、ある意味では黒字の部分でやっているところもあります。観光物産プラザにつきましては、どうしても今言いましたような維持補修関係にかなりの経費がかかるということで、例えば、臨時的な部分を除きますと、約400万円ぐらいは持出しになっているというのが現状であります。今後とも、なるべく使用料の増額を目指しながら、また経費を節減しながら、おっしゃったような趣旨を十分踏まえて削減してまいりたいと思います。

秋山委員

観光物産プラザというものは、小樽観光の大事なスポットだと思いますので、今後とも、観光の目玉として、本当に生きた使い方をしていただきたいと、このように思います。

社会教育について

続きまして、社会教育に関してお伺いします。

210ページに美術館の特別展というのが載っております。この特別展の開催の時期と期間と入館者数をお教えてください。

(社教) 美術館副館長

平成12年度の特別展ですけれども、美術館では、毎年度2回特別展を開催しております。平成12年度の美術館特別展1は、「前衛と反骨のダイナミズム、大正アバンギャルドからプロレタリアート美術へ」、こういうタイトルの展覧会を開催いたしました。開催期間は、平成12年6月2日から7月23日まで、42日間の開催でした。入館者数は3,767名です。それから、特別展2の方は、小樽市と大変ゆかりの深い庁立小樽高女出身の女流画家の展覧会でありまして、タイトルは「藤本俊子と西村喜久子展」を開催いたしました。開催期間は、平成12年7月28日から9月29日までの53日間開催しております。入館者数は2,819人となっております。特別展1、特別展2を合わせた入館者数は6,586名となっております。

秋山委員

そして、この経費が約595万円ほどとなっております。50万円の開催助成金がついておりましたが、この助成金がついた理由と、特別展開催の経費の説明を願いたいと思います。

(社教) 美術館副館長

特別展の開催経費の助成金についてでありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、年2回特別展を開催しております。メイン展覧会の方の特別展1は、平成12年度の予算額でいきますと500万円、それから特別展2の方が100万円を計上しております。決算額では、特別展1の方がおよそ495万円、特別展2の方が100万円となっております。

この特別展の開催経費の主たる経費と申しますと、特別展の2の方も大差はありませんけれども、まず、開催に当たりまして、他館等から展示する美術作品を借用いたします。そのために、美術専用車を使用いたしますので、その経費と、集荷、返却に当たりまして、学芸員がチェック等のために同行いたしますので、そのための旅費等がかかりまして、平成12年の特別展1で申し上げますと、その経費が大体280万円ぐらい、それから、展覧会という

ことで、ポスター、チラシ、それから展覧会の成果を残すということで、図録を印刷しております。その経費が大体140万円ぐらいかかります。そして、あとの残りが、講演会等の講師への謝礼でありますとか、原稿の執筆謝礼でありますとか、そういう報償費関係、あるいはポスターの郵送費、そういったものが残った部分になります。

それで、先ほどの50万円の件なのですが、実は、この50万円につきましては、日本芸術文化振興会という組織がございまして、この会長は、作家の三浦朱門さんが努めていらっしゃいますが、この振興会が平成2年に設けた芸術文化振興基金というものがありまして、その助成金でありまして、地域の芸術文化の振興を目的とした活動等に助成しておりまして、同会の専門委員会の中で、企画内容等を総合的に審査をいたしまして、助成額を決定しております。当館では、今回、初めてそれを申請したわけでありまして、予算計上は、助成対象経費の2分の1、限度額いっぱいを予算計上したわけでありまして、結果的に査定された額が50万円ということになっております。当然、査定されない場合もございます。

秋山委員

こういう芸術文化の世界は、お金では査定できないかと思いますが、せっかくこれだけの経費をかけて、あまり鑑賞する機会のない絵を陳列していただけるのですから、PRの部分でもう少し入館者が増えたらいいなと感ずるのですが、どうでしょうか。

(社教) 美術館副館長

PRにつきましては、当然、特別展1につきましては、北海道新聞社と共催をしております、新聞掲載をお願いしておりますとともに、それから、市の広報誌、それから市の市政ニュース、あとはポスター等でPRは一生懸命しているつもりでございます。

秋山委員

今回の特別展の開催の入館者というのは、例年の特別展と比べて、入場者数においてはどうだったのでしょうか。

(社教) 美術館副館長

平成12年度の場合、11年度と比較いたしますと、2,900人程度減っております。その理由としては、これだと特定することはなかなか難しいのだと思うのですが、ただ、うちの館の入館者の内容を見ますと、結構、観光客が多い実態にございまして、そういうことを考え合わせますと、去年は例の有珠山の噴火、それから航空法等の関係がありまして、観光客の入込みも減っておりますので、そういう影響も多少受けたのかなということが一つです。

それから、前年は、実はパール・ヴンダリッヒ展というのを北海道放送さんと共催でやっておりまして、実行委員会を組織して開催したわけですが、テレビ等で大々的にPRいただいて、そういった効果があったのかなと、そうは考えております。

秋山委員

ありがとうございます。

生涯学習広場推進事業について

もう1点、212ページの生涯学習プラザで行われております生涯学習広場推進事業、これを見てみましたら、昨年は340名ぐらいの受講者だったのが、今年に入って750名に増えている。増えている事業というのは珍しいなと思ったものですから、この内容について教えていただきたいと思っております。

(社教) 浜田主幹

生涯学習推進事業費が増額となったものでございますが、私どもの方の生涯学習プラザで推進事業ということで、12年度の実績から申し上げますと、生涯学習講座パート1、生涯学習講座パート2と2つ開催してございます。そのパート1の方は、内容的には、ダンス、民謡、謡い、それから体操、ナツメロ等がございまして、11年度までは高齢者生きがい教室という名称で、あそこのオープン時、平成7年度から高齢者生きがい教室ということで無料で

実施してございました。高齢者生きがい教室の受講生の年齢と、ほかのパート2、古文書とか、木版画とか、ほかにいるいろいろやってございますが、パート2の方の受講生の平均年齢がほとんど変わらない、ほとんど60歳以上といったような状況になっておりました。また、そんなことと、「高齢者生きがい」という名称にちょっと抵抗感があるという声も結構多くございまして、12年度より生涯学習パート1とパート2、パート1は無料から有料にしたという経緯がございます。そのための収入増というふうになってございます。

秋山委員

何と申しますか、高齢者と、自分も年齢的に大台に乗ってきているものですから、確かに、名前は「高齢者」より「生涯学習広場」の方がいいですね。これだけで人数が倍に増える。しかも、お金を取って増えているということは素晴らしいことだと思うのです。やはり、発想の転換を図りながら、小樽は高齢化が進んでいるまちでもありますし、この人数からして、本当に勉強が好きの方が多いのだなというふうに感じまして、どんどんこういう部分では、遠慮しないで、高くせよとは大きな声では言えませんが、こういう観点から見たとき、全般的に博物館とかの値段が安いという部分が多いのです。ですから、いいものを鑑賞するときは、応分の金額でもいいかなと個人的には感じたものですから、こういう部分で市民の皆様にご喜ばれるものを取り入れてどんどんやっていただければと思います。

終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後3時00分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

武井委員

各税金の問題について

この前の5日の日に質問を通告してありますから、やらせていただきます。

私は、大きく分けて2点、一つは各税金関係の問題、2点目は教育関係です。

一つは、先ほど秋山さんからいろいろ話がありましたが、小樽市長は、口を開けば、財政が厳しい、財政が厳しいと、また、会計監査委員からもそれらの指摘があります。したがって、どうしたら少しはいいのかなと思っているのですけれども、やはり、これは、税金の収入率をアップするしか道がないのではないかなというのが一つ。それからまた、市長は、口をあけますと、公平、あるいは市民がばかを見るような政策はしない、みんなが公平的などいいますか、そういうようなことを政策上からも言っています。

そういう立場から質問をさせていただくのですが、まず、市民税から入りますが、これは、個人と法人があるわけでございますけれども、どうも調定額に対する収入率のワースト1から順に申し上げますと、一番最初は特別土地保有税、これが78件の6.6パーセント、こういう収入、2番目が市民税の法人で510件の14パーセント、それから、3番目が都市計画税、これは6,344件あるそうですが、16.7パーセント、そして、市民税の個人、これが1万637件、21.5パーセント、こういうような内容になっております。ほかの方は大体90、100はいつているのです。これだけの開きがあると、だんだんこれらの中身を見ていきますと、あるいは、この間の秘密会議もありましたけ

れども、どうもでこぼこがある、高低の差が非常にある。これはなぜ平準化できるようにしないのかなど。あるいは、課せられた任務、これも三大義務の一つと僕らが小さいときに教わりましたけれども、なぜそれらがきちんとできないのか。と同時に、市の職員自身も、なぜ汗を流せないのかということを考えるのですけれども、何とかこれらの収入率のアップについて、市民が聞いても、それはしようがないと納得のいくような答弁をまずお願いします。

(財政)納税課長

ただいまの武井議員の方から、滞納繰越分の特別土地保有税ほかの市税の収入額が低いというご指摘がございました。

まず、収納率が低くなっている要因としましては、長引く景気の低迷の中で、個人と法人を分けて考えますと、個人につきましては、勤務先の事業不振等によりまして、リストラ、それから転職、そういうことが原因となりまして、収入が減少したとか、それから、年金生活者などの高齢者につきましては、病気、治療費の増大、そういった負担の増といったことによりまして、個人市民税、それから固定資産税や都市計画税の納付が困難になってきたというようなことが滞納の要因として挙げられます。

それから、法人におきましては、同じく、こういった景気を反映しまして、事業不振、それから倒産によりまして、固定資産税、都市計画税、それと、先ほどご指摘がありました法人市民税、そういったものの納付がなかなかできなかったといったようなことが原因となっております。

さらに、特別土地保有税につきましても、土地取引の低迷によりまして、取得した土地が売買できないとか、事業転換ができないといったようなことで、それをそのまま保有しているといったことによりまして土地保有税の納付が困難になっているということが挙げられます。

なお、私たち納税課職員としましては、常に滞納者とはいろいろな交渉しておりますけれども、滞納整理につきましては、新たな滞納繰越額を発生させないとの観点から、現年度課税分の年度内完納、それからさらに、滞納分の完納、あるいは減少といった形で、納税者と交渉しながら指導しているところでございます。

また、別な要因としましては、市民の中には、第1に、国税、社会保険料という国への納付、それから道税、そして最後に市税といったような、納付に順番をつけているというか、市に対しましては、それを払った後に余裕があればというような根強い意識がありますので、そういったことを払拭するような形でも努力はしておりますけれども、そういった意味で滞納整理をしづらいところがあります。そういった個々の要因等がたくさんありますけれども、そういった形で収納率が低くなっているということについては、私はこのような形で認識しております。

武井委員

課長の今のお言葉ですけれども、やはり、根本にあるのは長引く不況だと、法人にしる、個人にしる、土地取引の件にしる、みんな不況が根底にあるということでございます。今、私は各件数を言いましたが、3年ぐらい前からの件数を覚えていますか。私が今言った市民税、法人税、都市計画税、土地保有税の件数、過去3年ぐらいでいいですが、覚えていなければいいですけれども、覚えていたらお示しください。

(財政)納税課長

これにつきましては、未納の人数ということでいいですね。

武井委員

この件数は、この資料には件数としか書いていないのですよ。

(財政)納税課長

ちょっと把握していませんので、後ほど議員さんとも打ち合わせながら、後ほどお示ししたいと思います。

武井委員

これは、恐らく、今の課長の答弁を聞くと、だんだん件数が多くなってきているのかなど。要するに、収入率の

低い、なぜ低いかということに対する件数なのですが、何件でもってこうなったという数字なので、当然、これは、長引く不況だとなれば、だんだん数字が多くなっているのかなと、それを確認したくて、今お伺いをしたのですけれども、そういうことになると、不況だ、不況だといって不況に責任を押しつけますと、この不況はどこまで続くか知りませんが、年がら年じゅう、こういう結果が出てくるのではないかという気がするのです。ですから、そうしますと、市はどうしたらいいのか、不況に対して、これを乗り切っていくためには、収入率のアップのために、どういう方法をとるのか。これを聞かないことには根本の解決になりませんから、その対策を責任ある立場の人から答弁してください。あるいは、どう指導をしているのかも含めて。

財政部長

今、納税課長からお話ししましたけれども、まず、基本的には、現年度、その年の分を納めていただくということが基本なわけです。そういう中で滞納をなくしていく。滞納するということは、事業不振であるとか、生活困窮であるとか、そういう中で現年度が納められなくなっていくから、滞納になった分がすぐに100パーセント収入に上がってくるとことは非常に難しいわけです。ですから、決算でも出ていますけれども、現年度というのは、96とか97という形で数字が出てきて、滞納部分が17パーセントという形で、その部分が全体の収入率を非常に低下させている部分なわけです。

ですから、私も、まずは、そういう面では、経済動向の中で事業不振もございまして、粘り強く交渉をして、分割納付、こういうものを働きかけていくというのが法人関係の問題。それから、生活困窮については、生活保護等、それなりの手だてがいろいろございまして、そういう中で、別な方策でその生活を立て直していただくとか、そういうことを図りながら、税収の増といいますが、完納に向けてやっていきたいというふうに思っております。

職員の業務は、当然、みんな一生懸命やっているわけですが、個々のケースがございまして、数字として、100に近づいていくということはなかなか困難ですが、これは日々の努力の積み重ねしかございませぬので、そういう認識に立ってこの納税なり徴収業務に当たってまいりたいと、こう考えてございます。

武井委員

部長の答弁を聞いても、どうも不景気が原因しているように思えてなりません。国保であろうと何であろうと、収納率アップに、収納率をアップしないとペナルティーが課せられるという問題があります。しかし、今の問題については、ペナルティーというのは市の問題ですから、恐らくないのだろうと思います。したがって、市長は一生懸命に行革、行革と、今年は60名減らすと、そういうことでいろいろやっております。努力はしているのですが、そういうのが、また一方では、こういう収納率の運動が停滞するようなことがあってはなりません。

ですから、私は、先日、交通災害の問題のときも、再任用の人たちをそっちへ向けたらどうだということ言った覚えがございまして。何とか、市の財政が苦しいから人をどんどん減らしていく、一方ではこういうふうに入率率が落ちている。一番いいのは、部長が今おっしゃったように、現年度のやつを少し納めてくれれば問題はないわけですが、どうしてもしりをたたかないとこれできない、こういう苦しい立場にお互いにあるわけですが、したがって、そういう行革、あまり行革を進めると、むしろ、この率が上がっていくのではないかというような気がしたので、先ほど現数を教えてもらった経緯があります。

ですから、部長の方でも、今、それではこれらを、国保の場合は、こういうふうにして収納率を上げるということで、先般も1パーセントほど上がったという報告があったようですが、この中身の数字が、パーセンテージの数字がいつもこうなのです。いつも言ったって、私は今のような問題は決算で何回聞いたでしょうか。特に土地保有税は、取引がなければだめだということですから、これも長い間続いているわけです。比較的、これは全般的に、今、私がワースト1と言いましたけれども、この率は大体似通っている数字なのです。ですから、これは、何とか、歴代の財政部長は頭を悩ませているのだろうと思いますけれども、どうしたらこれを打破できるのか。市

民の公平感も含めて、決意のほどをもう1回、部長からお伺いします。

財政部長

これは、何点か要素はあります。何度も言うように、景気動向もありますし、それから納税者の心理の問題もございまして、徴収の業務の取組方、こういうものもいろいろ相まっているわけですから、これらを啓蒙するなり、市の職員みずからの努力によって収納率を上げる部分については、当然取り組んでいく。それから、今おっしゃった再任用の問題についても、我々も検討している面もございまして、それらをトータル的に、何とか他都市並みに、91とか、そういうところまでは全体で上げていきたいなと思っておりますので、そういう面で、私もなお一層頑張っていきたいと思っております。

武井委員

この点については、部長のお言葉を信じて、来年の決算を楽しみに見させていただきます。

次は、地方交付税の問題なのですが、構造改革や何だかんだといろいろ難しい政府の事情がありますが、これは平成12年度の決算ですから、まだ構造改革の影響というのではないと思っておりますけれども、地方交付税が当初予算より2億9,467万円あまり減少しています。この地方交付税がこのように減ったと、大体3億円近く減っているという大きな理由は何ですか。

（財政）財政課長

地方交付税額の当初予算との比較ということですね。

武井委員

はい。

（財政）財政課長

当初予算から減った理由でございますけれども、多分、普通交付税で減っているわけでございますが、委員がご承知のとおり、地方交付税は、基準財政需要額、一定の行政サービスをするために必要な経費から標準的な税収を引いた額ということになりますけれども、固定資産税、主に償却資産ですが、その部分が多く見られたと。つまり、市税が多く見られたということは、交付税が逆に減ってくるということで、当初予算からの減はそういう事情になってございます。

武井委員

あわせて、特別地方消費税の交付金が700万円と、当初予算より逆に23万7,000円ほど増加しているのですが、この消費税の増加というのは、これはちょっと、売上高が伸びているのか、理由は何ですか。

（財政）財政課長

地方交付税とはちょっと別物なのですが、これにつきましては、11年度をもって廃止された制度でございます。予算につきましては、11年度の精算分が入ってくるということで、今までの決算ベースをもとにして予算を組んでおりますけれども、これは、毎年かなり増減してくる額でありますので、その違いについては、その辺の見込みがきちっと立てられなかったということになるかと思えます。

武井委員

それは、今おっしゃったようなことは矛盾してくるのが、これは11年でもって云々と今おっしゃいましたけれども、平成12年の消費税交付金は、11年度と比べてみますと、今度は80パーセント減額になっているのです。一方で、平成12年度は当初予算から見ますと、23万7,000円ですから、240万円ほど増えているのですが、11年度と対比をしますと、80パーセント減っているのですけれども、そうすると、これはどういうことですか。

（財政）財政課長

ちょっと重複をいたしますけれども、地方消費税の創設に伴いまして、この制度は平成11年をもって廃止になってございます。市内の飲食店等で飲食した場合に、特別地方消費税ということで納めたものが、その半分がバック

してくるというようなことなのですから、11年で制度が廃止になっておりますので、12年度につきましては、その精算分が入ってくるということの見込みで立てておりますので、精算した残りが入ってきたということで大幅に減少になったということでございます。

武井委員

これが廃止になったのはいいのですが、この分はどこかで補われているのですか。いかがですか。

(財政) 財政課長

この部分は、地方消費税が創設されましたので、その地方消費税の交付金として入ってくると。

武井委員

名前が変わったけれども、それでも入ってくると。

(財政) 財政課長

制度が変わりましたので、そういうことで交付されてくる部分が当然でございます。この制度についてはなくなりましたけれども、新たに地方消費税という制度ができて、その分の交付金ということで入ってくるということになります。

武井委員

それは、11年度で廃止になったのだけれども、残余部分というのが今入ってきたからこうだということですが、それでは、新設されたものは、どのくらい入ってきたのか。

(財政) 財政課長

地方消費税交付金につきましては、12年度決算で15億 9,300万円ほど入ってございます。

武井委員

15億 3,000万円ですか。

(財政) 財政課長

9,300万円です。

武井委員

わかりました。

いずれにしても、一方は廃止で、一方は出てくる、これは特に3パーセントから5パーセントになったという経緯もありましたから、当然のことだと思いますが、他の税金関係についても、部長の言葉を信じますので、ぜひとも取組方をお願いしたい、こう思います。

教育費の問題について

最後の問題は、教育費の問題です。

教育費問題については、PCBのお騒がせな電気問題がありましたけれども、PCB使用照明器具の改修費という立場で、若竹小学校ほか6校で540万円何がし、それから菁園中ほか6校で678万円何がしあるわけですが、これで全部、この関係のやつは終わったというふうに理解してよろしいですか。

(学教) 施設課長

小中学校のPCB使用の照明器具の数でございますけれども、小中合わせまして全体で531台使用されておりまして、昨年12月の冬休みを中心に、春休みの3月10日で全校の取替工事を終了しております。

武井委員

これは、今、私は小中学校のことを聞きましたけれども、教育関係のところは、利用施設関係ではそれも含めて一切ない、こういうふうに理解していいのですね。

(総務) 総務課長

PCB関係につきましては、すべて終了しております。

武井委員

それから、ちょっと変なことを聞くのですけれども、同じそれぞれの説明書の中で、電気設備工事費、こういうのも盛ってあるのですね。これは、中身をいろいろ調べてみたのですけれども、この中身は、それぞれの教室や何かの照明器具の改修費となっているのです。今のPCBの場合の照明器具の改修費、これはどうしても別にしなければならないのですか。同じ改修費でありながら、電気関係の器具の改修費でありながら、分離しなければならないという会計上のことがあったら教えてほしいのですが。

(学教)施設課長

教室内部の照明改修費ということで、小学校単独で1,152万円ほどかかっておりますけれども、これは、教室の中、天井の方の設置といいますか、それと照明が暗いということで、照明の数を増やして、そして中を、12年度の場合は幸小学校と入船小学校それぞれ4教室、合計で8教室の工事費が1,152万円という形です。

武井委員

もう一度確認しますが、8教室とおっしゃいましたね。8教室は何校になりますか。

朝里中ほか1校、それから入船小ほか3校というのがありますけれども、これは、どちらが正しいのですか。

(学教)施設課長

失礼しました。電気設備工事で色内小学校ほか3校となっていますけれども、これは電源の改修なのです。最近パソコンをいろいろ使いまして、容量が足りないということで、その電気工事の費用が色内小学校ほか3校、中学校も同様な趣旨で工事を行っております。

武井委員

わかりました。勘違いをされたようで、こっちが聞いているのと別のところを答弁したようです。わかりました。いずれにしても、このPCB問題は、社会を大分にぎわせておりましたけれども、水道関係では鉛管だとか石綿管とかいろいろ問題が出ております。学校関係にはそういうものは既になんかと思いません。いずれにしても、こういう生徒の健康状態のマイナスになるようなものは早急にとっていただきたいと思えます。もちろん、給食関係についても同じです。これをお願いして、終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

商工費について

最初に、商工費でお尋ねします。

先ほども、不用額が大変多いということが論議になりましたけれども、この中小企業振興資金の貸付けを見ますと、商業環境変化対応特別資金というのがゼロなのです。これは、どこに問題があって借りられなかったのですか。問題はどこにあったのですか。

(経済)中小企業センター所長

商業環境変化対応特別資金、いわゆるいきいき資金でございますけれども、昨年度に制度を創設して、結果的にはゼロでした。

この理由というのは、なかなか難しいのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、こういう景気が不透明の中で、一つは前向きな事業意欲の問題というか、なかなかそういう事業展開ができなかったのだろうという一つの問題があるわけです。

それからもう一つは、やはり、この資金の特性としまして、売上減に伴う制度でした。売上げ10パーセント以上減を対象としたということでございますので、売上げが10パーセント減少して、なおかつ、支払いというか、これ

からの返済能力という問題もあるのかどうかという部分で、なかなかためらった、商業者自身がちゅうちょしたと。こういうことで、相談はたくさんありまして、30件ほどございましたけれども、結果的に申込者はゼロだったと、こういうことでございます。

新谷委員

それから、経営安定化資金ですけれども、年末・年度末対応特別資金は前年度費278.49パーセントですけれども、予算現額の8パーセントに終わったというのは、保証人の問題など、借りづらい制度になっているのではないかと、いう気もしますし、また、制度の周知徹底はされているのかどうかという点をお尋ねします。

(経済) 中小企業センター所長

今、新谷委員からは、年末・年度対応資金のことでしたでしょうか。

新谷委員

はい。

(経済) 中小企業センター所長

平成10年、11年度の2カ年間に、期間限定として12月1日から翌年3月31日までの短期融資の制度資金でございます。結果的に、平成11年度は5件で平成12年度は11件で終わったわけでございます。

このPRについては、毎年、冬を迎えて融資相談などをやってございまして、そのときにPRなどを行っているわけでございます。ただ、思ったより利用が少なかったというのは、一つには、先ほども申し上げましたけれども、平成10年10月から、マル特保証という特別保証制度がございまして、そちらの方が、保証協会の方の一般保証よりマル特保証の方が受けやすかったという意味もございまして、残念ながら、そちらの方に流れたのではないかと、いうふうに思っております。

新谷委員

そうすると、今の2つの貸付けですけれども、どちらも借りづらい点があるのではないかと、いうことがわかったと思うのですけれども、昨年の倒産件数も、それから負債総額も、前年度と比べて非常に多くなっているわけですから、やはり、借りやすい制度ということが大事だと思います。年度別新規貸付けも、平成8年度から比べると12年度は3分の1に落ち込んでいます。ですから、本当に借りやすい制度をつくっていくという上でも、市が保証人となる直貸し、あるいは、直接、小口の資金を貸す融資の制度も必要ではないかと思うのです。

信金の職員の話聞きまして、前回のときも言ったのですけれども、結構小口で借りたいという人がいるそうなのです。そういう点で、零細企業、小企業が借りやすい、または個人経営が借りやすい制度が本当に必要だと思うのです。

収入役を座長とする制度融資見直し検討会も発足したということですが、この点は、先ほどの2点の問題も含めまして、直貸し制度などに対してどういうふうに取り組んでいくおつもりでしょうか。

経済部長

庁内の検討会議ですけれども、今現在、3回開いています。その中で、この制度立上げの趣旨そのものが、一つは、来年4月のペイオフ解禁ということで、現在の預託による融資制度がいいのかどうかという部分ですとか、それと、現在の融資制度はかなり細かく分かれておりますので、これを統合整理するとか、そういう方法が考えられないのか。それにあわせて、今、新谷委員が再三おっしゃっているように、中小企業者にとって借りやすい融資制度というのをつくれぬのかということ、内部で今まで議論してきているわけですが、その中では、やはり、借りやすいという意味合いで、どういう手段がいいのか、その辺でなかなか議論が進まないという部分の一つあるわけです。といいますのは、ご提言の直貸しといいますのは、いずれにしても、リスク負担というものを当然伴いますから、リスク負担を負ってやる制度をつくるべきなのか、どうなのか。つくると仮定して、どこまでリスク負担ができるのか、この辺のところ、今現在では、一定の方向に決めかねるといいますが、もう少し議論

を深める必要があるだろうといったようなことで、今現在、方向性をきっちり持つには至っておりません。これからの検討の段階にゆだねられるという状況にあります。

それと、今まで、二つの融資制度についていろいろお話がありましたけれども、確かに、経営安定資金で年末・年始の部分については、所長からお話があったとおりでございますけれども、いきいき資金につきましては、確かに、売上げが前年に比べて10パーセント落ちるという部分が果たして妥当だったのかどうか。今の景気状況を見たときに、そのことがどうだったのかということについては、検証をしっかりとすべきだったのかという気はしておりますけれども、現実問題として、申込みと申しますか、相談はあっても融資に至らなかったという実績になったものですから廃止したわけですけれども、今後、引き続いて、検討会議の中で、先ほど申しました角度から、もう少し幅広く検討を進めていきたいというふうに思っております。

新谷委員

借りやすい制度ということで、ぜひ直貸しのご検討をお願いしたいと思います。

職員採用について

次に、職員採用についてお伺いいたします。

有給休暇の資料を出していただきました。これによりますと、20日以上有休を取っているというのはオタモイの調理場だけです。有休があるのに、取れていないというのは、どういう理由なのでしょう。

(総務)職員課長

有給休暇につきましては、それぞれ個人で、必要な健康管理も含めまして、あるいはまた、社会的な慣例でのいろいろなお祝いごとであるとか、そういった中から、本人からの申請に基づきまして有給休暇を付与してございまして、個人のさまざまな理由によりまして有給休暇は取られているというふうに思っております。これということではなくて、個人の状況も含めて取られているのではないかとこのふうには考えております。

新谷委員

実際には、保障されているものよりもかなり少ないわけですけれども、有休を取るようには指導はしているのですか。

(総務)職員課長

私どもの方から有給休暇を取りなさいということはしてございませんけれども、ただ、私どもも、庶務担当課長管理講座の中で、健康管理を含めまして、ある意味で有給休暇というのは時間外に関する部分があると思いますので、そういった意味で適切に処理をされるようにということで話した経過はございますけれども、先ほど申しましたとおり、私どもの方から積極的に取りなさいということでの話はしてございません。

新谷委員

取りづらいという状態にもあるのではないかとこのことが想像されますけれども、これを見ますと、1人の部署で、多いところもあるんですけれども、特に福祉関係では非常に少ないです。これは、やはり、仕事が忙し過ぎて取れていないということではないのですか。

(総務)職員課長

確かに、福祉の部分で有給休暇の取得日数が少ないということはございますけれども、福祉の部分で言いますと、実は、ここに張りついています正規の職員は、1名とか2名とか、人数が少ないものですから、そのときの状況によりまして取得する日数が変動するということはあると思いますが、1名もしくは2名のところだと、一般的には管理職が配置されてございますので、先ほどのような観点から適切に処理されているのではないかとこのふうには思っております。

新谷委員

管理職が入ったということで、それが有休を多く取るという結果になっていないというのはちょっと残念なので

すけれども、今、課長の方からも健康状態のことが出されました。これは再三聞いてきたことですが、健康状態も、高血圧と肥満が多いということでした。これは、やはり、成人病の危険因子ですから、改善をしなければなりませんし、また、ゆっくりと休んでこそ、次の仕事の活力が生まれるということになると思うのです。

これは、ワークシェアリングの観点で聞きたいのですけれども、2001年度版の春闘データ白書では、年次有給休暇を完全に消化した場合、どれだけ雇用が増えるかという試算では、114万人の雇用拡大になるというデータが出ています。今の北海道の失業率も6パーセントと非常に高いですし、それから、ハローワークに仕事を探しに行っている人も、本当になくて、なくて大変なのだということで、何カ月も仕事を見つけられない人がいっぱいいます。若い人にも仕事はない。これは今までも再三言ってきたことですが、市が率先して有給を取れるように、そして、ワークシェアリング、職員を増やしていくべきだと思うのですが、いかがですか。

(総務)職員課長

有給休暇の消化の日数を見ますと、過去4、5年は大体年間11日、12日弱のこともございますけれども、そういった形で処理をされております。ですから、確かに、有給を完全に消化しますと、先ほど私どもは11日ぐらいですので、残りの9日間ぐらいは、単純に計算をしますと、114万人はちょっと別としましても、増えてくる部分はあるかと思っておりますけれども、私どもは、先ほど言いましたとおり、ここ数年間、同じような日数で経過をしてきている。あるいはまた、職場の人員配置等につきましては、各部長のヒアリングを受けながら、そういった中で適正な職員配置に努めているというふうに考えてございますので、そういったものの中から、職員配置というのは必要だというふうに思っておりますので、そういった意味からしますと、各部の意見も聞きながら、今後もまた適正な配置に努めてまいりたい、そんなふうには思っております。

新谷委員

適正な配置ということは何度も聞いておりますけれども、やはり、この時代ですので、市が率先して職員を採用していくという施策をとっていくべきだと思うのです。

これはここまでにします。

少人数学級について

次に、少人数学級に関してお伺いいたします。

文部科学省の調査が発表されたわけですが、昨年の実態では、校内外暴力は過去最多で、キレル子がふえ、学級崩壊も進んでいる、学力の低下は予想以上だというふうなことが出されています。

小樽の実態はどうか、教えてください。

(学教)指導室佐藤主幹

小樽の実態でございますが、まず、問題行動につきましては、非行事項報告書が上がってきています件が5件ございます。そのうち、校内暴力に関しましては1件の報告が上がっております。平成11年度につきましては、同じ校内の暴力につきましては2件ございましたので、1件少なくなっている実態にあります。

それから、学級の様子についてでございますが、いわゆる教師の指導が十分に行き渡らない。例えば、その時間の教科書なりノートが用意されていないとか、また、授業中に子供たちが立ち歩くとか、そのような形で報告を受けておりますのは、昨年度は、小学校で1校、中学校で1校ございました。それぞれの学校では、校内の努力もございまして、例えば、時間をつくりながら、先生方に複数で授業を見ていただくというようなご努力の結果、改善をしてきております。

新谷委員

学力の点はどうですか。

(学教)指導室長

学力低下にかかわってですが、これについては、私どもの方で具体的な資料を持ち合わせておりません。

具体的には、各学級で子供の実態に応じて、学習指導要領にある内容が十分に理解が進むように指導に努めているところであります。

なお、これにつきましては、今年度末に、1月、2月に全国一斉の教育課程の実施状況調査が実施されますので、その結果を見て、今後の状況も考えてまいりたいと思います。

新谷委員

学力の点については、あまりわからないということでしたけれども、学級崩壊ですから、この定義というのは非常に難しいと思うのです。けれども、寸前だという状態があるのだということを先生方みずから聞いているのです。現場の先生たちといいますか、学級運営で困っている、悩んでいることは聞いていますか。

（学教）指導室長

先ほど、私どもの主幹の方からお答えしましたように、具体的な形で報告を受けているのは2件ですけれども、あと、例えば、小学校の低学年等で、指導に窮すると、これまでと子供が変わってきたというような実態は聞いてございます。

新谷委員

先ほどは、去年から比べたら、少なくなったのは学校内暴力ですか、学級崩壊に対しても努力をしているということですが、具体的にはどのような対策で臨んでいるのですか。

（学教）指導室佐藤主幹

学級の様子につきましては、先ほどもお話ししましたが、例えば、学年で先生方が時間をつくりながら、複数で給食の時間を見たり、それから学級活動の時間を見たり、それから、授業も、特にその授業については2人で見ていくというような形をとりながら改善されてきているように聞いております。

また、校内暴力につきましては、先生方が、例えば中学校におきましては、その時間が終わりましたも、すぐに職員室に帰らず、廊下で子供たちと一緒に接するとか、そして、次の授業が始まりましたら、その前に次の授業の先生が早目に来てその教室に入るとか、それから、校内の巡視も、それぞれ体制をとりながら進めていただいているような報告を受けております。

新谷委員

1クラスの人数との関連ではどうですか。

（学教）指導室長

それについては、教育政策研究所の方でも調査をいたしておりますけれども、必ずしも学級の人数と教育効果については、相関が認められないというような報告は目にしております。ただ、少人数になりますと、先生方の目が届くという面は確かにあるかと思っておりますので、そういう面は今後の指導に生かしていければというふうに考えております。

新谷委員

ティーム・ティーチングの先生方も配置されているわけですが、そこでの学級運営というのは、さっき言われた複数で対応して事の解決に当たるといってもあると思うのですが、その点で、配置されている学級運営というのはいまうまくいっているのですか。

（学教）指導室長

ティーム・ティーチングにかかわる教育効果にかかわってでございますが、一つは、個別指導の充実ということがわかっております。

私どもは、このこととともに、それ以上に考えていますのは、一つの授業を複数の教師で教えることによって、自分の指導の中にはなかったような指導方法、もう1人の先生の指導がある場合に、それぞれの教員の良さを学ぶというようなことでは、非常に効果的なのかなというふうに考えております。

それから、受け取る子供にとりましても、A先生もB先生も同様の対応をとりますと、これは自分にとっては良しとしなかったけれども、教育というのはこういうものなのかなと、そういうふう子供の方も認識を深めるという効果もチーム・ティーチングによって上がるのではないかなというふうに受け止めています。

新谷委員

そこで、来年度から30人以下学級にする県、又は市単独で取り組むところも増えてきているわけです。小樽市としても、少なくとも小学校の1・2年生は30人以下学級に取り組む、そういう意欲があるのかどうか、その点を伺います。

学校教育部長

少人数学級のお尋ねでございますけれども、新聞等で拝見いたしますと、本州、埼玉県、あの周辺で25人学級ですとか、30人学級を小学校の1・2年生に導入を検討しているということがございました。

私どもも、少人数学級にかかわる教育的な効果と申しまししょうか、メリットというのは十分考えられますので、それについて否定する考え方は全くございません。それぞれ本州の県におきましても、そういう必要性に基づいて検討されているというふう認識してございます。

しかしながら、その少人数学級の編成にかかわりまして、課題が3点ほどあるのではないかなというふう思っております。

一つには、法改正によりまして、40人未満学級というのは改訂になったのですが、あくまでも市町村の場合、都道府県で編成する基準に従って市町村は学級編成をするということになってございますので、都道府県教育委員会の学級編成に対する考え方がどうかということが一つございます。

それから、2つ目には、教員の給与の問題でございますけれども、定数内の教員にかかわりましては、国と都道府県が2分の1ずつ持つということになってございます。したがって、市町村が持つということは、市町村の給与費負担を前提とするわけでございますけれども、それが法的に可能なかどうかという問題がございます。先ほど、私がお話ししました埼玉県の志木市では、25人学級を市町村がつくるということで、県の方に協力方を申し入れたところ、県の方から、市町村でそういう給与費負担ができるのかどうかということを検討しなければならない、そういう報道もございました。そういった問題もございます。

それから、3点目には、都道府県なりの財政問題がございます。国はあくまでも40人についての教員負担は国が持つわけでございますけれども、それを上回るような、都道府県の考え方による教員配置につきましては、あくまでも都道府県の単独事業とされてございますので、都道府県の財政問題もございます。また、仮に市町村が学級編成で給与費を持っていいというふうになった場合には、市町村の財政力の問題がございます。前に、これは小中合わせましての話ですけれども、仮に市町村が給与費を持つことが可能となった場合に、100人ほど増えて年間給与費が10億円も増える、こういった問題もございます。

そういったこともございますので、小学校1・2年生などという限定した話でございますけれども、そういった課題がまだまだたくさんございますので、これにつきましては、本年の9月の道議会におきまして、道教委の方では今後の検討課題にしたいというふうに、初めて「検討課題」という表現を使っておりますので、私どもはそのことに注目をしている、そういう状況でございます。

新谷委員

部長の答弁を聞いていますと、やはり財政問題が先なのですね。やはり、子供の教育というのは、お金ではわかり知れないものがあると思うのです。確かに、いい教育をして、小樽に残らないかもしれない。けれども、全国のどこかで活躍することにもなるのですし、お金ではかれないところがあると思いますので、やはり、教育委員会ですから、その点から出発するべきではないというふうに思います。いかがですか。

学校教育部長

私は、財政問題は3番目にお話をしました。

都道府県の教育委員会が学級編成に対して、どう考えるかというのがまず優先されるのです。これで、小樽市が30人にしたいです、35人にしたいですと言っても、都道府県の基準がそういうふうになっていなければできないのです。したがって、まず、その都道府県が学級編成に対してどう考えるか、そこから物事は出発するのではないかということお話ししております。

新谷委員

確かにそうですけれども、埼玉県の志木市みたいに、やりたいのだけれども、どうだと逆に上げているわけでしょう。ですから、先にお尋ねしました意欲があるのかどうか、そこだと思っております。どうですか。

(学教) 学校教育部長

少人数学級に伴う効果等については、私は、冒頭にも、否定するものではございませんと、むしろ関心を持っているところでございます。ただ、この問題については、いろいろクリアしなければならない課題もございますので、そのことで私どもは道教委の動向に着目をしている、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

ぜひ、教育基本法なり、そういう点でぜひ考えていっていただきたいと思っております。

ふれあい協力員について

それから、ふれあい協力員を2名増やしたわけですが、この成果はどうでしょうか。

(学教) 指導室長

平成11年度からふれあい協力員を2名増やしておりますが、私どもは、その成果は大きいものがあるというふう考えております。

具体的な適応指導教室の指導内容を見ますと、適応指導教室に入ってくる生徒につきましても、高校進学ということが勉強をする上での大きな目標になっております。そういう点で、専任指導員の方は教員の資格がございまして、教科の指導並びに進路指導を中心にを行い、その効果を得ているところであります。昨年も7名の卒業生が出たわけですが、適応指導教室の中学校3年生7名が卒業しましたけれども、7名それぞれがそれぞれの進路を選んで進んで、現在も勉学をしております。

そういう面プラス、やはり何らかの形で学校に適応しづらい面を持っている子供ですので、専任指導員はそういう面のカバーということで、いろいろな面から、体験を通してコミュニケーション能力を高めて、社会性を身につけていくという点でいろいろな取組をしていただいておりますけれども、例えば、子供の話し相手になるということが一つあります。具体的には、直接の対話がありますし、それから、欠席しがちのときには、手紙を出すとか、さらには家庭訪問をする、連絡ノートをとるなどして、コミュニケーションの充実に努めておりますし、また、料理教室などを設けまして、その中で子供たちの楽しみを共有するとか、それから、物をつくることによって成就感を味わうとか、そういう面の指導にも大変有用であると思っております。

新谷委員

大変努力されて、いい成果も出ているということでは、よかったなというふうに思うのですが、不登校の子供たちが教室へ通う数が少ないと思うのです。それで、ふれあい協力員の方々はずごく努力しているということなのですが、こういう体制で足りるかどうか、そこだけお伺いしたいと思います。

(学教) 指導室長

現在の適応指導教室の指導体制についてですが、これにつきましては、まず第一義的には、不登校の子供に対しては、学校で担任を中心に指導をしていただくことが一番大事だと思っております。その上で、適応指導教室がいろいろな形でサポートしていくという体制を考えておまして、現在のところ、ここ数年を見ますと、年間を通して15名前後になっておりますので、現状の中では人数的には対応できるのかなと。

ただ、適応指導教室の場合には、一人一人の抱える問題が非常に複雑なものですから、私どものところでは、適応指導教室の専任指導員2名と、ふれあい協力員2名、それに市費でスクールカウンセラーも同様の施設に週2回勤務しておりますので、スクールカウンセラーもその指導スタッフに入っていたいただきながら指導に努めておりますので、現状のところでは今の体制で進めてまいりたいと思います。

新谷委員

終わります。

北野委員

築港再開発地区における法人市民税等について

12年度決算で、築港再開発地区から市財政への歳入は、市税収入、これは三つに分けて、水道料金、下水道使用料はそれぞれ幾らか、お答えください。

（財政）財政課長

築港地区再開発に伴う市税収入等でございますけれども、法人市民税で7,400万円、固定資産税で7億5,900万円、都市計画税で1億500万円、水道料金で1億6,700万円、下水道使用料で1億1,200万円となっております。

北野委員

当委員会に資料として出されました築港駅周辺再開発事業財源内訳のうち、一般会計の合計は出ていませんが、これに、下段にある土地区画整理事業特別会計の管理経費と合わせれば、既に幾ら使ったことになりますか。

（財政）財政課長

一般財源ですね。

北野委員

そうです。

（財政）財政課長

お示しております財源内訳の資料の中でも一般財源の合計額は、3億16万8,000円です。土地区画整理事業特別会計の管理経費と合計しますと、5億3,611万5,000円、これは、両方とも今後の見込みも含んだ数字でございます。

北野委員

12年度決算説明書の32ページから34ページですが、法人税の内訳が載っていますが、法人市民税の均等割の件数の合計は幾らか、また、法人税割の納入件数は幾らか、お答えください。

（財政）市民税課長

12年度の法人市民税の均等割の件数の合計でございますけれども、4,194件、法人税割でございますと1,513件ということになります。

北野委員

ところで、平成11年度決算と平成12年度決算を比べて、法人税の総額で落込みがあるわけですが、幾ら落ち込んだか、その主な理由。

（財政）市民税課長

11年度と12年度の法人市民税の合計額で申し上げますと、11年度は15億8,783万8,000円、12年度が14億8,964万4,000円ということで、9,819万4,000円というのが12年度に減収になってございます。

この理由でございますけれども、法人市民税ですから、景気の動向等によって影響がございますけれども、もう一つの理由といたしましては、平成11年4月1日から法人税率の改正がございました。資本金等が1億円を超える法人や、資本金等が1億円以下であっても、所得金額が800万円を超える法人は、法人税率が従来は34.5パーセン

トでございましたけれども、11年4月1日からは30パーセントということになってございます。また、800万円以下でございますけれども、25パーセントが22パーセントという改正がされておりますので、その結果、法人税割の課税標準額が下回るということになりますので、その影響もあるものと考えてございます。

北野委員

結局、不況の中で、これはほとんど変わらないけれども、税率が2.4パーセント減ったと、これが法人税割にはね返っているということですね。

財政部長に尋ねますけれども、この落込み分は交付税で措置されたのですか。

(財政) 財政課長

手元に交付税の今の細かい資料を持ってきておりませんが、制度的なものにつきましては、一定は見られてきているのではないかと。ただ、市の税収等、収納率等の低下で落ちたものは、基本的には翌年から反映されてくると。細かい資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

北野委員

結局、今はわからないということですね。明確に基準財政収入額に盛り込まれて、制度の改正にかかわる落ち込み分は政府が見ますということはまだわからないのですか。これは後で答えてください。

次に、法人市民税全体に占める築港地区の割合はいかほどですか。

(財政) 市民税課長

12年度決算で申し上げますと、法人市民税全体から割り返しますと、ほぼ5パーセント程度というふうになるかと思えます。

北野委員

同様に、固定資産税、都市計画税、水道料金、下水道使用料は幾らですか。

(財政) 資産税課長

固定資産税につきましては、同様に決算ベースで申し上げますと、10パーセントと、それから、都市計画税については7パーセント程度となっております。

(財政) 財政課長

水道料金、下水道使用料につきましては、先ほど申し上げました12年度決算数値を、それぞれ水道料金、あるいは下水道使用料の総額で割り返しますと、おおむね5パーセント前後となります。

北野委員

両方ともですか。

(財政) 財政課長

正確に言いますと、水道料金で5.2パーセント、下水道で4.9パーセントになると思えます。

北野委員

12年度決算で、法人市民税のうち、均等割のみ納入し、法人税割を払わなかった事業所数は幾らですか。

(財政) 市民税課長

先ほども申し上げましたけれども、均等割は全部が払いますので4,194件、法人税割が1,513件と申し上げましたので、それを差し引きしますと、2,681社が法人税の支払いがないということになるかと思えます。

北野委員

仮に4,194社、つまり2,681社が法人税割を納入したとしたら、増収はいかほど見込んでいましたか。

(財政) 市民税課長

4,194社は、それぞれの所得税、法人税割といいますが、それからまた、経営状況等を掌握してございませんので、現在のところ、そういう見積もり等をしたことはございませんし、できないというふうに考えています。

北野委員

過去にさかのぼってもできないということですか。過去の資料を調べても。

(財政)市民税課長

これは、法人税割との絡みがございますので、いろいろな資料を見ても、そう簡単にできるというようなことではないというふうに考えています。

北野委員

この不況の中で、小樽市内で均等割を払っている4,194法人、このうち2,681法人が均等割のみで法人税割を払っていない。だから、不況がいかに深刻かという実態が12年度決算で浮き彫りになっていると思うのです。

そこで、築港再開発に関連する法人に関して、同じく、均等割のみ納入し、法人税割を払わなかった事業所数は幾らですか。

(財政)市民税課長

築港再開発に伴う法人税の関係では、均等割は82社、法人税割が54社ということでございますから、差し引きしますと28社が法人税の支払いがないということでありまして。

北野委員

この28社のうち、法人名を挙げるのは、聞いても差し控えさせてくれということになりますか。

(財政)市民税課長

そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

北野委員

そうしたら、譲りますけれども、名前はいいですよ。名前は言わないけれども、大きい会社は法人税割を払っていますか。マイカルの関連会社ですよ。

(財政)市民税課長

ちょっとその辺はお答えできないので、ご理解をいただきと思います。

北野委員

結局、マイカル効果と言うけれども、具体的に立ち入れれば、答弁拒否に聞こえます。

この点はどうしても答えられないということですから、次に行きます。

次は、12年度決算で固定資産税は7億5,900万ということでしたが、土地、建物、償却資産別に答えられたい。

(財政)資産税課長

土地につきましては、4,900万円、家屋が約4億3,500万円、償却が2億7,500万円、計7億5,900万円となっております。

北野委員

12年度決算で、築港関連法人の法人市民税、固定資産税、都市計画税、水道料金、下水道使用料は完納になっていますか。その納入時期、納入形態についてお知らせください。

(財政)納税課長

築港地区ということですが、税の完納の部分を含めまして、納入の状況につきましてお答えすることはちょっとできませんので、ご理解願いたいと思います。

北野委員

12年度決算を審議しているのだから、今まで、歳入については答えてきたのでしょうか。何で、法人税とか固定資産税、その納入時期、形態、納入完納になっているのですかと聞いても答えられないのですか。

例えば、今、あなたがお答えになったのは、これは議事進行にしてください。今、固定資産税7億5,900万円の内訳をしゃべったでしょう。これは完納になっているからそうやって言ったのでしょうか。だから、残りの都市計画

税、水道料金、下水道使用料、法人市民税はどうなっているかと聞いたら、答えたっていいでしょう。

財政部長

歳入と総額でお話ししている部分については、完納とか、完納でないということではなくて、入っているという形で数字を出していますので、それが完納だということだとか、未納だとかということについては、お答えができないということでございます。

北野委員

何ですか。

その納入形態をしゃべってください、それぞれ。

(財政)市民税課長

法人市民税につきましては、その事業所の決算期を終えて2カ月後に申告納付をするという状況になっております。

北野委員

法人税は、決算後2カ月以内に払ってもらうのですよね。だから、この時期はそれぞれ法人ごとに違うということとはわかります。固定資産税、都市計画税、上下水道料金の納入形態をもっと詳しく知らせてくれませんか。一般の市民、あるいは法人格をとっていない商店や何かとも同じですか。

(財政)資産税課長

固定資産税につきましては、課税額を4期に分けて納入してもらおうという形態となっております。

(財政)財政課長

上下水道料金につきましては、ちょっと説明を聞いておりませんので、わかりませんが、通常のように納められているのではないかと考えております。

北野委員

それから、都市計画税は。

(財政)資産税課長

同じです。

北野委員

13年度予算で築港再開発地区からの市税収入、上下水道料金・使用料はどれくらい見込んでいますか、それぞれお答えください。

(財政)財政課長

予算額でございますけれども、法人市民税で6,500万円、固定資産税で6億7,200万円、都市計画税で1億500万円、水道料金で1億5,400万円、下水道使用料で1億100万円となっております。

北野委員

一番最初の質問に比べて、12年度決算に比べて、堅く見積もった理由は何ですか。決算に比べて、それぞれ全部下回っているでしょう。

(財政)資産税課長

固定資産税につきましては、償却資産が減少するということがございます。建物は一般的に変わりませんけれども、土地が若干増えるのかなというふうには考えてございますが、大きなものにつきましては、償却資産による減ということの下がるというふうに考えてございます。

財政部長

法人市民税とかは、この予算段階で見たものですから、6,500万円といいますが、1月段階の中で見たわけで、結果として7,400万円が出ているということですので、別にあれでなくて、見込みとして押さえたという形でござ

います。

北野委員

今回の市民に大変衝撃を与えたマイカル、OBCの倒産で、本市の財政は大変心配です。13年度の固定資産税、都市計画税についてですが、既に納期1期、2期は経過していますけれども、それぞれ納入されていますか。マイカル関係は。

(財政)納税課長

築港地区の13年度課税分の納入状況ですが、先ほどの12年度決算の完納の有無と同様、13年度につきましては、納税状況、滞納の有無については、こちらで主な納税義務者について把握はしておりますけれども、これまでの納税の分についてお答えすることができませんので、ご理解を願いたいと思います。

北野委員

対象が何社で、何社が納めているというふうにも答えられないのですか、金額の合計で。何でそうなの。

財政部長

先ほどお話ししましたが、全体収入としてお話することはできるのですけれども、滞納があるとか、ないとかということは、納税義務者に対して不利益が生ずる恐れがあるということがありますので、我々としては、これを公表なり、こういう場でもお話しするわけにはいかないということでございます。

北野委員

我々は、OBCに多額の税金をつぎ込んで、小樽活性化の事業ということで推進したのでしょうか。その進捗状況について、不利なことはしゃべらないということでしょうか。こんなことは納得できないですね。

それから次に、平成12年度の不納欠損について伺います。

小樽市全体の法人市民税の不納欠損の件数は幾らか、金額は幾らですか。その主な理由を説明してください。

(財政)納税課長

小樽市全体の法人市民税に関する不納欠損ですが、不納欠損の件数としましては、67社で、金額につきましては579万3,000円になっております。

その主な理由ということですが、法人市民税につきましては、経済不況も反映しまして、法人の倒産、解散、休業、あるいは営業不振といったことを理由としまして、徴収できなかったようです。中には、会社は存続しておりますけれども、事実上、営業をしていないといったものも、この中には含まれております。

なお、会社の倒産等によりまして、競売事件に係りまして、それによつては競売され、市税への配当がなく、無財産になった時点での執行停止処分といったことで、期間満了で不納欠損になったものも含まれております。

北野委員

今の説明の中で、経営不振で不納欠損になったところが取れない。それから、倒産してしまって対象の事業所がないというのもありますね。これは、倒産したところと、現在あるけれども、取れなかったということで不納欠損処理したという割合はどれくらいですか。

(財務)納税課長

ただいまのご質問に対しましては、こちらの方では詳細について把握していませんので、その割合については算出していませんので、ちょっとお答えすることはできません。申しわけございません。

北野委員

決算で聞いているのだから、それくらいの割合はわからないのですか。僕はアバウトに聞いているのだよ。後でちょっと調べて、返事をください。だめだ、そんなことでは。

次は、結局、これまでの会社更生法、廃止になったけれども、和議申請の場合、法律上、地方税法上、これらはどういう扱いになっていましたか。市税は。

（財政）納税課長

倒産に係ります市税、租税債権の件ですけれども、倒産につきましては、清算型と再生型という二つの形がありまして、それによりまして処理されるわけですけれども、清算型の破産につきましては、破産手続の場合には弁済することができるということになっております。

それから、同じく清算型の特別清算につきましては、やはり滞納処分の禁止の規定がありませんので、通常どおりの滞納処分ができるということになっております。

それから、会社更生法、これは再生型ですが、これにつきましては更生債権となりまして、更生開始決定時に、納税義務の確定しているものにつきましては、租税債権につきましては更生債権という形で更生手続の中で納入されてくることとなります。

それから、会社整理、これは商法上の会社整理につきましては、滞納処分の禁止規定がないということで、これも通常の方法による方法で租税債権が確定するということになっております。

北野委員

地方税法の第14条ではどうなっていますか。

（財政）納税課長

地方税第14条は、地方税の優先の原則ということが規定されていると思います。

北野委員

地方税法で地方税優先の原則がこれまでもうたわれていたけれども、しかし、不況であって、事業所が存在していても不納欠損をせざるを得ない。それから、倒産してしまったわけですね。取れないということで、幾ら法律上、優先の原則がうたわれていても、取れないことがしばしばありましたよね。それは認めますね。

さっきの課長の話を聞いていたら、倒産した会社からも取れる道筋をとうとうと述べたから、入ってくるのではないかという幻想を持つのですよ。いかがですか。

（財政）納税課長

先ほど、法律上ではそういう形で、租税債権として、こちらでは通常の徴収をできる部分がございます。

しかし、実際問題、倒産した会社等につきましては、資金的な面もありますし、なかなか法律どおりにはいかないということが現実の問題としてあります。

そういったことで、先ほど言いましたように、中には、競売事件になりまして、租税が優先しますけれども、配当は、抵当権の設定だとか、法定の納期限の関係で優先するものがあれば配当がないというようなことで、不納欠損の処理をするといったこともございます。

北野委員

経済部に尋ねますが、通常、倒産の場合、50パーセント以上もらえるという場合は、会社をつぶさないで会社を立て直すでしょう。そういうことですよ。例外はあるかもしれないけれども。長年かかって会社を立て直していただくということで債権者はいろいろ協力するのですよ。だから、50パーセントを切って、ほんのわずかしきかもらえないというようなときに、倒産扱いで、債権者に債権額に応じて均等に分けるわけでしょう。だから、何ぼ市税が優先するといったって、その比率以上を独占してもらおうわけにはいかないのではないですか。だから、不納欠損というのが出てくるのでしょうか。私の見解は違いますか。

これは、経済部と納税課と両方答えてください。

（経済）商工課長

地方税関係の詳しいことは承知をしておりますが、ここ何年かの中での経験から言いますと、おっしゃるとおり、清算型の場合と再建型の場合と、いろいろな方式があろうかと思えます。先般の経験している例から言えば、税金については、やはり取れない部分も当然出てくる。ですから、優先といっても、必ずしも100パーセントを取

れるという保障にはなっていないという経験はしたことがございますので、そういう場面はあろうかと思えます。

(財政) 納税課長

地方税につきましては、私たちとしましては、納税者の状況をできるだけ詳細に把握しながら、債権の保全には努めているところですが、中には、倒産等によりまして、優先の原則があるにもかかわらず、結果的には取れないという状況がございますので、今後とも、そのような状況については把握しながら、債権のことについては努力しようと思っております。

北野委員

結局、地方税法で地方税優先の原則があっても、不納欠損になるということは確認しておきます。

それで、金額は少ないですが、不納欠損で現年課税分が生じているのはどういうケースですか。理由だけ説明してください。

(財政) 納税課長

どのようなケースか、ちょっと今はわかりませんが、これは、現年課税分だけで一つの欠損なのか、滞納分を含めて、たまたま現年分でわずかな金額があったということなのか、わかりませんが、現年課税分が不納欠損となるケースについては即時消滅という形になるかと思えます。

したがって、これについては、公金ですと、会社が倒産し、財産がないとか、それから差押さえだとか、債権を保全する財産がないといった場合については、無財産という形で、執行停止をかけて、即時消滅するといった処理になりますので、その一連の中のケースかと思えます。

北野委員

そうすると、結局、事項目別明細書の中の24ページ、法人税の不納欠損の内訳の中で、金額はわずかですが、現年課税分が掲載されているのは、今、納税課長がおっしゃったとおりですね。過去にさかのぼらなくても、現年度も取れないものは取れないということになるということですね。

そこで、次に伺いますが、決算説明書の32ページから33ページです。滞納繰越分とありますが、法人税については何社ですか。

(財政) 納税課長

12年度末決算の数字になりますけれども、よろしいでしょうか。

北野委員

はい。

(財政) 納税課長

これにつきましては、平成11年度までの分の滞納繰越分の法人市民税につきましては、340件ということで押さえていますけれども、この340件は、年度ごとに1件ということですので、一つ会社が、4年ないし5年、滞納繰り越しになっていますと延べ5件ということになりますので、そういう意味で延べ340件ということでお答えいたします。

北野委員

12年度決算で滞納繰越分が計上されていますが、マイカル小樽で、開業以来、何遍も入替えがありましたか。

まず、経済部に尋ねますが、入替えの件数は何件あったか。

それから、財政に尋ねますが、マイカル関連法人の滞納繰り越しになったのは何社か。

(経済) 商工課長

多分、マイカル小樽全体の中でのことをおっしゃっているのだと思うのですが、正確な数字はご勘弁いただきたいのですが、知っている限りでは、ビブレ、サティの両方の部分では、そう大きなテナントの入替えはなくて、それぞれ10件前後だと思います。

ただ、センターゾーンが、ヒルトンプラザから今のウォールという形に変わったときに、新たに50社ぐらいヒルトンプラザに入っておりますので、その辺はかなり大きな数字で入替えがあったというふうに理解しております。

(財政) 納税課長

マイカル関連の法人の滞納繰越額の件数というか、社数ですけれども、この具体的な数字につきましては把握しておりません。

北野委員

把握していないということと、答えないということは別です。どっちなのですか。さっきと同じように答えないということですか。

正確にしてください。それによって質問が変わりますから。

(財政) 納税課長

把握をしていない部分もありますけれども、一部についてはわかる部分もありますが、もしわかりましても、これにつきましては、納税の状況ということになりますとお答えすることは困難かと思えます。

北野委員

結局、法人名を答弁せよと言っていないのですよ。マイカル関連全体で何社かということを知っているのです。だから、本年度、平成13年度の1期、2期の納期がもう済んでいるから、まだ納めていないのが幾らあるのかと聞いても答えない。滞納繰越しについても答えない。不納欠損についても答えない。三つの点を聞いても、マイカルについては答えない。

ところが、あなた方は、マイカルのこれまでの質問で、法人市民税の質問で、法人市民税が7,400万円、固定資産税が7億5,900万円、以下、答えているでしょう。それから、均等割を払った会社がマイカルの中で幾らか、そのうち法人税割で払ったのは幾らかということも全部答えているでしょう。しかも、重大なことは、今年の第1回定例会で私が代表質問を行ったときに、市長は、マイカルで新たに財源が確保されたと、本市財政に貢献したと胸を張っているのですよ。入ってくる分は胸を張って答えるけれども、マイカルにとって不利なものは答えない。私は、法人名は言わなくていいと言っているのです。何で、あなた方は、入ってくる分は法人の会社数は言うけれども、件数は言うけれども、入ってこない会社数を言わないのですか。全く、マイカルに対して不利なことは答えないという基本で一致しているではないですか。12年度決算を審議しているときに、マイカル効果があるのかどうかということをおあなた方がおっしゃるから、私たちは真剣になって分析して質問しているのですよ。答えなかったら、どうしようもないでしょう。

委員長、答えさせてください。

財政部長

何度もお話ししていますけれども、特定の業者等が推理されるといいますが、そういう部分についてはお答えすることはできません。マイカルの財政効果ということは当然あるわけですから、私どもは別に胸を張って言ったわけではなくて、税も投入していますけれども、それなりに税收効果もあるという形で答弁していますので、それは全体の中でのお話ですから、個々にそれは納期が来て入っていると、入っていないとか、そういうことについてはお答えするわけにはいきません。

北野委員

おかしいですね。入ってくるものについてはちゃんと答えているのでしょう、項目別に。マイカルの関連は何件と答えているでしょう。ところが、不利になると口をつぐんで、答えないのです。こういうことはうまくないですよ。どうして有利なことはしゃべるけれども、不利なことはしゃべらないの。私は意味がわからないね。

財政部長

ちょっとお言葉を返すようですけれども、有利、不利とかという問題ではなくて、収入として入っていますとい

うことは申し上げていますので、それが全部 100パーセントであるとか、50パーセントであるとかということも申し上げられませんが、納期が来ているものが幾らだとか、来ていないとか、そういうものについてお答えをすることができないと言っていますので、これは、収入が幾らあったということと矛盾点はないと思います。

北野委員

市長に尋ねますけれども、今、財政部長はそうおっしゃってますけども、結局、歳入の分、有利な分は全体の数を明らかにするのですよ。不利なことについては答えないと。こういう政治姿勢でいいのかどうか、これは市長に答えていただきたい。

市長

税に関するものは、政治姿勢とか何かではなくて、お答えできるものとできないものがありますので、それはご理解いただきたいと思います。

北野委員

そうしたら、これは、決算で出ている問題について詳しく聞いても答えないのでね。結局、マイカルの営業がどうかということで、今、民事再生法を申請したことによってみんな心配しているのですよ。この実態はどうなのだろうかと聞いても、当事者である市長以下、みんな答えない。私は、これは、マイカル擁護だと言わざるを得ないということだけは強く指摘しておきます。

民事再生法関連について

次に、民事再生法に関連して質問します。

昨年、新しい法律として施行されましたけれども、民事再生法が受理されて、裁判所から財産の保全命令が出された法人は、事実上の倒産です。民事再生法によって、新しい法律では会社を再生するというを眼目にしてやっているから、法人市民税が取りやすくなったと理解するのか。

それと、経済部に聞きますが、あなた方は倒産全体を担当していますからね、経済部の見解もあわせて説明してください。

(財政) 納税課長

ご質問の民事再生法の施行によりまして、法人市民税を取りやすくなったかということでございますけれども、取りやすくなったかどうかというのはわかりませんが、民事再生法の第122条の第1項で、一般の先取り特権、その他一般の優先権がある債権は一般優先債権とするということで規定されています。それで、同条の第2項では、一般優先債権は再生手続によらないで随時弁済するとされておりまして、お尋ねの債権でございますけれども、一般優先債権として再生手続によらないで随時弁済を受けることができるということになっておりますので、これにつきましては、通常交渉、それから通常納付ということになるかと思っております。

そういうことですが、取りやすくなったかどうかということは、明快にお答えすることはできませんけれども、ただ、通常交渉を経てできるということですから、そういう面では交渉をしやすい部分があるのかなということは考えております。

(経済) 商工課長

経済部にもお尋ねなので、ご答弁させていただきます。

一つは、今、財政部からありました税関係につきましては、一般優先債権ということでの位置づけがございます。これは、税だとか、あるいは労働債権、あるいは一般の先取り特権、こういったものが再生計画によらないで弁済を受けられるという位置づけになっております。

また、あわせて、共益債権という位置づけもありまして、民事再生の場合は、再生手続の開始後、つまり、再生を目的でやっていますので、その後、再生ないしは事業継続のために売掛金を持つ場合、資金を借り入れたり、原材料を買った場合、これも実は共益債権という位置づけの中で再生計画によらないで弁済を受けることになってお

ります。ですから、そういった形で計画によらないで弁済を受ける債権にはこういった種類があるというような位置づけになっておりますので。

ただ、去年に法律ができてからまだあまり実例がないということと、どの部分が先に優先されるかというあたりは、なかなか難しい判断だというように聞いております。

北野委員

今聞いたのは、納税課長から法律のこと、それから商工課長からもあったけれども、要するに、民事再生法による再生になった場合、手続に入った場合に、いずれにしても財産は保全されているわけですからね。言ってみれば、保全命令を出された日からさかのぼって。だから、これまでの地方税法で優先の原則がうたわれているけれども、取れないものは取れないとなっていたのでしょうか。それが再生法になったら少しはよいのか、取りやすくなったのかと聞いているのです。どうなのですか、事例がないからわからないのですか。

(財政)納税課長

この民事再生法につきましては、ご存じのとおり、昨年4月から実施されておまして、現実には、これに基づく納税とか、そういう交渉というのがありませんので、そういう面からいくと、取りやすくなったかどうかというのは、ここで答えすることはできないということでご理解いただきたいと思っております。

北野委員

民事再生法の場合は、再生を申請した現経営陣は、全員かどうかは別にして、基本的に残れるのですよね。会社更生法の場合は全部退陣でしょう。そうですね。木下さんが言うから間違いはない。だから、そうなった場合に、会社を生かすために税金を犠牲にするという衝動が働くでしょう。働きませんか。だから、そのあたりが大変心配だから聞いているのです。これは監査委員はいかがですか。

監査委員

私見でよろしいですか。

北野委員

はい。

監査委員

監査委員という立場を離れてお答えいたします。

一応、民事再生法というのが、ご存じのとおり、去年の4月から施行されております。それで、まず、出しまして、大体半年ぐらいで決定が出ると思います。その決定が出てきましたら、先ほど納税課長が申したように、優先債権ですから先になります。そこまでは全部財産がとまっています。だから、そういう意味ではある程度有利かなという気はします。

北野委員

何ぼ入ってくるかはわからないのでしょうか。

監査委員

わかりません。というのは、それはないと思います。というのは、今、活動しています部分は。

北野委員

それは別だよ。

監査委員

外しています部分も含めまして、さっきも言っていましたけれども、共益債権と言っていましたね。そういうものが優先債権になっているわけですよ。民事再生法の一般債権と違いまして。一般債権の場合でしたら、例えば5割カットとか6割カットとか、それを残しておいて、また10年払いとか、そういう格好で決定が出ると思います。そういう意味においては、まず、財源があれば、逐次、こちらの収入になると思います。

北野委員

だから、12年度決算であなた方がお答えにならない三つの分野について、これは重大な関連があるから聞くのですけれども、29日のOBCの債権者への説明会で、いわゆる預かり金の問題が大きな焦点になったのですけれども、弁護士は何とかするというふうに言ってその場は逃れましたよね。これは一般債権ですよ。優先債権ではないですよ。甚だ、弁護士の言っていることは、その場逃れだということは明らかだと思います。

それで、最後に伺いますが、政府は、そごう、マイカルなどの大百貨店や大型店の倒産に伴って、新たな方針を決めました。その目的、事業内容について、事業名も含めて、あわせて詳しく説明してください。

（経済）商工課長

大型店の倒産に伴う政府の新たな方針というお尋ねです。

実は、すぐにお答えできる内容を承知しておりません。それで、今、私どもが承知している範囲というか、私の承知している範囲では、この春の緊急経済対策以降、つまり、不良債権処理に当たっては、金融の再生と産業の再生という2本柱になっております。そういった意味では、金融機関の不良債権問題と企業のいわゆる過剰債務の処理といいますか、これが一体的に解決していかなければ、今言っている構造改革というのはなかなか難しいというのが今の流れだというふうに思っております。

そんな中で、先ほど来、論議が出ています民事再生や会社更生といういわゆる法的整理、こういったものが今中心になされております。ただ、法的整理の場合は、確かに、裁判所が関与しますので、非常に透明性もありますし、処理としては、いわゆるモラルハザードの部分でも、それを回避できるという部分では非常にいいと言われておりますけれども、特に、民事再生などというのは中小企業を想定してつくった制度というふうに言われておまして、大企業はあまり想定してはいないというのが一般論です。そういった意味では、今、法的整理に対抗するような形の中で、私的整理というのですか、つまり、裁判所によらないでそういった整理をする方式というのが、今、国の中で論議をされているというふうに聞いております。

このいい面というのは、いわゆる手続のスピードが非常に速い。裁判所だとか監督員とかが関与しませんので、ある意味ではスピードが非常に速い。ただ、規模だとか債務の総額が大きいとこれは成り立たないというふうに物の本には書いております。そういった中で、こういった整理の仕方というものも今研究をされているようですから、今後、大きな企業が整理をする場合には、こういった整理の仕方というのもまた一つの方法かなと、こんな認識をしております。

お答えになっておりませんが、ご容赦いただければと思います。

北野委員

答えになっていないと自覚してしゃべるのだから、ひどい話だな。

私が聞いているのは、そごうとかマイカルとか、大きな会社が倒産して、全国に非常に大きな打撃を与えている、これはまずいということで、今年の9月28日に官報の速報で、商業等操業経営革新緊急支援事業というので10億円くらいの予算を組んでやるということが報道されているのです。その目的と中身を聞きたいということです。

（経済）商工課長

大変失礼しました。

官庁速報に載っている部分で1回読ませていただきました。詳細については、今現在、経済産業省の中で検討中というふうに思いますけれども、確かに、百貨店などが撤退した建物を、そういったものを、例えば自治体が取得する。それから、新規開業を促す費用を助成する。こういった場合に、この補正予算で今予定している事業として、10億円程度の事業費を計上するというような中身になっております。ですから、自治体なり第三セクターなりがこういった施設を取得する場合の枠組みについて、今、補助率が75パーセント程度というふうに予定をしているのですけれども、こういった制度を経済産業省として予定をしている、考えているという中身でございます。

北野委員

課長はもうちょっと詳しくわかるのだから、ちゃんと詳しく言ってよ。肝心なことを言わないのだから、あなたは。

心配なのは、要するに、ちょっと項目だけ頭を出したけれども、大きなところがつぶれて、あるいは撤退するということになって、巨大な商業施設が空き家になる、そういう場合に、自治体を買う場合は75パーセント補助するのです。そして、自治体テナントを募集して、埋まらなかったら、そこは公共スペースで自治体がちゃんと運営しなさいということでしょう。結局、しりぬぐいを自治体にやらせるということです。

だから、私が心配なのは、マイカル小樽全体とは言いませんが、ビブレは、古沢議員が緊急質問で指摘したように、マイカル全体で営業成績が悪いということで、閉店ないし閉鎖を予定している26店舗の売上げの半分くらいしか小樽ビブレはないのですよ。1平方メートルの売上げが、これは繰り返しません。だから、マイカル本社の再生計画の中で、小樽ビブレが大変厳しい事態に置かれているということははっきりしているのです。こういうときに、マイカルの再生計画で小樽ビブレを小樽市に押しつけてくるのではないかと心配が率直にあるのです。

そこで、市長に伺いますが、これは、市長のこれまでのいろいろな計画の中に入っていなかった新しい問題だと思うのですよ。こういうことが小樽市に相談があった場合、市長はどういたしますか。

市長

今、国の方の新たな支援策と申しますが、大型店の倒産に伴ういろいろな影響を考慮した措置、これは、今、具体的に通知も何もありません。ですから、そういったものをもう少し様子を見たいと思いますけれども、やはり、何と申しましても、今は民事再生の手続の申請をして、開始決定を待っていて、新たな再建策と申しますが、こんなことも会社の方でもいろいろと模索しているようでございますから、そういったものを見ながら総合的に判断しなければならぬ問題だと思います。

いずれにしても、私どもとしては、3,000人の雇用を守るという意味もござりますので、マイカルに対するできる限りの支援と申しますが、何をやるのだと言われてもなかなかすぐに思い浮かびませんが、いろいろな相談に対応しながら、何とか存続できるように私どもとしても努力していきたい、こう思っています。

北野委員

最後になりますけれども、私どもは、OBC、わかりやすく言えばマイカル小樽の大家さんです。この大家が変わっても、ビブレとかヒルトンとかサティとか、その他ありますが、ここが営業できれば、3,000人の雇用の問題、関連地元業者には大きな影響はないのですよ。だから、OBCの存続だけを求めたって、これは全然話にならないというふうに、今まで言ってきたのです。

ところで、市長の今の答弁で大変心配なのは、監査委員がお答えになったように、再生計画は半年後ですから、来年の3月までには再生計画を出して、再生計画について各債権者の皆さんの了解をいただくということになるのですが、小樽市に対して、仮にビブレはどうしようもないというので、小樽市が何とかしてくれないかという可能性が一番あるのではないかと、私は心配しているのです。

そのときに、市長の今の一般的な答弁ではあっても、できる限りの協力をしたいということであれば、75パーセントの買取りの補助金をもらって、小樽市が直接乗り出すという可能性もあるのかなど。だから、新たに、またマイカルのために金を持ち出すことになるのです。そういうことをやるのですかと聞いているのです。再生のためにいろいろと努力されるということはわかりますよ。本会議でも答弁されているのだから。具体的な中身を聞いてくれるわけですから、お答えください。

市長

仮にということですから、そういう要請があるのかどうかわかりませんが、とりあえずは、そういうことではなくて、小樽市が補助をもらって、小樽市がみずから買い取るとか、そういうことではなくて、現在のOBC

が存続できるように、そういった面での支援をしていきたいと、こういうことで押さえておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

北野委員

答弁がなかった点については、私は納得しませんから、今後とも答弁を求めていきますので、財政部長は「うん、うん」と言っているから、絶対答えていただくということだけを指摘して、マイカル本位だということは重ねて指摘しておきます。

委員長

これをもって共産党の質疑を終わり、以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。